

日米安全保障条約等特別委員會議録 第十六号

昭和三十五年四月十一日(月曜日)
午前十時二十四分開議

出席委員

委員長 小澤佐重喜君

理事井出一太郎君 理事岩本 信行君

理事大久保武雄君 理事櫻内 義雄君

理事権熊 三郎君 理事西村 力弥君

理事松本 七郎君 理事竹谷源太郎君

安倍晋太郎君 愛知 揆一君

秋田 大助君 池田正之輔君

鍛冶 良作君 嶋田 宗一君

賀屋 興宣君 田中 榮一君

田中 正巳君 床次 徳三君

野田 武夫君 服部 安司君

福家 俊一君 古井 喜實君

保科清四郎君 毛利 松平君

山下 泰江君 飛鳥田一雄君

石橋 政嗣君 岡田 春夫君

黒田 清男君 戸叶 里子君

成田 知巳君 穂積 七郎君

松浦 定義君 森島 守人君

堤 ツルヨ君

出席國務大臣

内閣總理大臣 岸 信介君

外務大臣 藤山愛一郎君

國務大臣 赤城 宗徳君

出席政府委員

内閣官房副長官 松本 俊一君

法制局長官 林 修三君

防衛政務次官 小幡 治和君

防衛庁参事官 加藤 陽三君

(防衛局長) 調達庁長官 丸山 信君

外務政務次官 小林 絹治君

外務事務官 下田 武三君

(大臣官房審議官) 大臣官房審議 下田 武三君

外務事務官 森 治樹君
(アメリカ局長)
外務事務官 高橋 通敏君
(条約局長)
委員外の出席者 専門員 佐藤 敏人君

四月十一日
委員中井徳次郎君辭任につき、その補欠として松浦定義君が議長の指名で委員に選任された。

四月八日
日米安全保障条約改定反対に関する陳情書(東京都品川区東大崎四丁目立正大学秋山正次外七十二名)(第五六九号)

同(東京都千代田区大手町二丁目一番地全電通労働組合関東地方本部委員長八巻寿夫)(第五七〇号)

同(芦別市議會議長加藤重男)(第六二六号)

同(長崎市馬町三十九番地平代木文外百八十三名)(第六三八号)

同(長崎県西彼杵郡高島町議會議長久米貞夫)(第六八〇号)

同(美瑛市議會議長表猛雄)(第六八一号)

日米安全保障条約改定促進に関する陳情書(京都市上京区室町通武者小路下ル新日本協議会京都府連合支部長中川裕外三十七名)(第五八二号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結につ

いて承認を求めるの件(条約第一号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件(条約第二号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第六五号)

○小澤委員長 これより會議を開きます。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件、前會に引き続き質疑を行ないます。戸叶里子君。

○戸叶委員 安保条約というのは、日本の将来にとりまして非常に重大な影響を与えるものであります。この國會に議席を持つ議員は、与党である野党であるを問わず、ほんとうに真剣にこの条約と取組んで、私たちの子孫に悔いを残すことがあつてはならないと思ひます。私たち社会党の議員は、精魂を傾けてこの審議に当たつております。従つて、政府も、答弁はもうなれたんだ、何とかその場をつくらうて切り抜けたよというふうな在来態度はなくして、悩みは率直に訴え、問題点はおおひ隠すことなく、何が日本にとってほんとうに大切であるかという考えのもとに答弁をしていただきたいと思ひますが、まず、首相の御決意のほどを承りたいと存じます。

○岸國務大臣 十分審議を尽くすということを従来申し上げておりますし、御質問に対しましては真剣にお答え申し上げます。

○戸叶委員 第一に伺いたいことは、アメリカの國會における日米安全保障条約の審議状態は、一体どうなつていのでしょ。アメリカの國會の審議に並行して日本の審議も行なりべきではないでし。両方の間の解釈を統一する意味におきまして、一応アメリカ側の審議状態を見守る必要があると私は思ふのでございます。日本の國だけが独走して審議して承認する必要はないと私は思ふのでございませう。この点はいかがでございませうか。

○藤山國務大臣 先般アメリカの國會に対する批准を要請しておるようでございますけれども、アメリカの國會の審議状況というものは、われわれ了承したわけには参らないのでございまして、われわれはわれわれとして、独自の立場で審議を続けていくのが適當だと考えております。

○戸叶委員 私は、日本の國會で審議をやめろというのじゃないのです。日本の國會だけ急いでしまつたところ、アメリカの國會の審議状態も見なつておられますところの極東の問題にいたしまして、あるいは事前協議の問題にいたしまして、バンデンバーグの決議の問題にいたしまして、一体アメリカがどういふふうな考えを持つてゐるかというふうなことが、並行してやつていけば、初めて条約の内容と考へるものでございまして、期限もいつまでにはなければならぬと限られてゐるものではないのにもかかわらず、日本だけが独走する必要はない、こゝろ思ふのでございしますが、この点はいかがでございませうか。

○藤山國務大臣 アメリカにはアメリカの事情がございまして、本年度はそろそろ大統領の選挙もございまして、相當審議を急いでおるものとわれわれは考へております。しかし、アメリカの上院におきますこの審議がどういふふうに進捗するかという点について、われわれつまびらかにはいたしておりません。日本としては、十分政府も誠心誠意御答弁を申し上げておるので、審議を進めていただくことが適當だと思ひます。

○戸叶委員 私がこう申しますのは、たとえば、極東の問題一つ取り上げてみても、アメリカの考へ方と大体一致するものである、おおむね同じである、こゝろいふふうな言葉をもちて

言っているわけでございまして、どの程度まで一休同じ考えを持っているのかというようなことがつまびらかにされておられないわけでございます。従つて、日本だけがこういふふうに解釈するんだとしてみましても、アメリカの方でそれをどう考えるかわからない、こういう点を考えましたときに、日本だけが独走する必要はないじゃないか、こういうことをいうわけでござい
ます。

聞の、再び新安保についての全国世論調査で、次の諸点が明らかにされております。新安保条約が国会にかかつてゐるのは、国民の大多数、七八・二％が知つてゐる。前は七一・二％でした。しかし、新安保条約調印に伴う在日米軍の地位や基地などに関する新協定ができたことについては、その半数近く、四四・六％が知つてゐない。よく知つてゐるのは、わずかに一一・七％にすぎない。新条約のかなめともいふべき在日米軍の出動に関する事前協議の問題については、四割以上もが、四一％ですが、日本側の拒否権の明記を主張している。拒否権を明記しなくても、日米の相互信頼に期待してよいという人は、たつた一五・一％にすぎない。安保審議が難航した場合、解散して民意に問うべきでないかという意見が強く、それが四〇・三％。自民党の単独審議でもよいとする意見は、七・二％にすぎないので、一割にも満たれておりません。さらに他に、会期を延ばしてでも与野党で審議すべきだという意見が、二四％あるわけです。全体として、新条約の国会承認については、無条件の賛成が一五・

入%、反対が二七・九%、しぶしぶながら承認はやむを得ないというのが一

入・八％、わからないというのが、依然として三一・四％の多きを数えているわけです。このようなアンケートの結果が出ていますので、最初の問は、安保条約が国会にかかる少し前ぐらいの問は、政府のPRが非常に行き届いておりましたけれども、そしてあまり関心のなかった人たちもおりましたけれども、最近では、国会の答弁などでありまいな点がいぶ指摘されてきまして、国民もようやく自分たちの問題として考えるようになって参りました。これは将来に非常に多くの問題を残すものだといつて研究をする人たちも非常に多くなり、そういうふうな機運が非常に盛り上がりつつあります。こういふふうなわからない人たちに、もつとつきりとわからせて、自分たちの力で判断をさせる、そういう意味からも、無理やりに急いでこの国会を通さなければならないというような意図が私はわからないのでございます。

私は、先ごろ新安保条約の中間報告が行なわれましたときにも、十一月の十日に、なぜそういう緊急性があるのかということを質問いたしましたけれども、それに対しての具体的な答弁というものはいたしておりません。一体、ここでどうしても急いでこれを通さなければならぬというような何かの緊迫感なり、あるいは、国民を何かから守らなければならぬとか、日本の独立を脅かすのじゃないかというような不安感とか、こういうものが、今新安保を批准しなければならぬということと関連して、今日あるのかどうか、

この点を岸首相にお伺いしたいと思います。

○岸国務大臣　現在も御承知の通り安保条約というものはありません。これによって、日米の協力のもとに日本の安全が保障されておるわけであり、従つて、いわゆる安全保障条約体制を初めて作るか作らないかという問題であります。緊急性とか、あるいは、何か一つの国際情勢からさういふことが論ぜられなければならぬことは、言うを待たないのであります。が、今回の安保条約は、この現在あります安安保条約が成立の最初から、国民の間に論議され、国会におきましても議論されておるところの不合理性を改める、これを数年にわたつて日米の間において交渉し、日本の要求を通してこれを合理的な基礎の上に改定しよう、さういふことでございますから、何が国際的の非常な変化があつてこれを改定しなければならぬという意味ではなしに、むしろ、われわれが現在持つておる——日米が協力して日本の安全と平和を守る、そして過去十年近くそれによつて日本の平和と安全が守られてきた、しかしながら、それも非常な不合理な点があり、国民として、自主的な独立国とし、また、日本の国運がさういふふうの開けてき、国際的地位が高まつてきた以上は、ぜひ対等な地位において考えなければならぬ、日米の協力関係というものを合理的な基礎の上に置こう、さういふことでございますから、今お話のように、何か緊迫した外部的の状況がある、こゝろいふふうを考えるべきものではなない、こゝろ思います。

○戸叶委員 合理的な基礎の上に日米の関係を置こうというふうなことをおっしゃいましたけれども、今度の新安保条約の内容を見れば、バンデンバーグの決議によるところの、自衛力を増強していくということを約束し、また、アメリカと共同防衛をするという形でこの話を進めているわけでございます。ところで、こういう点から見ましたならば、日米の関係を合理的に置くという以上に、さらに日米の関係を軍事的な面で非常に強化する、こういうふうにししか、だれが見ても、考えられないわけでございます。それを岸首相がまわけて合理的な面に置こうと言われる意図が、私にはどうしてもわからないわけでございますけれども、今私が申し上げましたように、合理的な関係に置くということは、日本とアメリカとの軍事的な面をさらに強化して、共同防衛体制を強くするのだ、こういうふうにご了解してもよろしいでしょうか。

○岸國務大臣 共同防衛体制を強めるというよりも、従来、安保条約のもとにおいて、基地を日本側に提供しておられます。今度の安保条約におきまして、やはり基地を提供するわけでありますが、これに対して、現行の安保条約では、アメリカの駐留する軍隊が、日本に対して武力攻撃が他から加えられた場合において、必ず日本の領土、日本の国を防衛しなければならぬという義務は明らかになっておりません。今回の五条においてその点が明瞭にされたということは、そういう意味において、日本の安全が、他から武力攻撃を受け、侵略をされるという場合における、そういうことのないように

する一つの大きな力が加わったということは言えまじょう。しかしながら、同時に、半面において、それでは、何か日本のそういう防衛の義務が従来よりも加わったかという、この五条に、はつきりと、施政下にある領域が武力攻撃された場合において、日本がこれに対して行動をとるということでありますから、本来の自衛権の本質から申しまして、ちつとも現在と変わっておらないのでありまして、こういう意味において、何か軍事的な日米の協力によって加わったというふうなお考えであります、加わったとするならば、日本が他から武力攻撃を受けた場合において、従来は、米軍は必ず日本を防衛するという義務が明らかになっておりますでしたけれども、日本が基地を与える以上は、アメリカがそういう場合においては日本の自衛隊とともに、日本に対する侵略を排除する、こういうことがはつきりとなったといふことは、これは明瞭であります。

それから、バンデンバーグ決議を取り入れました三条によるところのこの条約の日本の自衛力増強の義務につきましては、私どもが従来申し出ております、国力、国情において自主的にこれを漸増するという基本方針に対して、自衛隊の増強についての義務を実質的に付加するといふものは何らないのであります、この点は、今回の条約によつて日本が将来において非常に大きな防衛費を分担しなければならぬ、国民がそういう苦しみに立つのだという事実は絶対にないのであります。この点をあわせて申し上げておきます。

○戸叶委員 日本が実際において義務を持つものではないといふようなこと

い事態を生んでいくというものではございませんで、従つて、この条約が批准、実行されましたも、同じような従来の外交の考え方というものは變つておらないのでございます。

○戸叶委員　實際問題といたしまして最も大事な点であるところの、東西のかけ橋になるということが、今後、安保条約を、しかも十年もの長い期間を持った安保条約を国会で批准するということによつて、そういうことができるかどうか、これを私は非常に心配するものでございます。おそれなく、東西のかけ橋となるというからには、日本が率先して、アメリカだけになしに、中ソともお互いに手を取り合つてそして平和を進めていくのだ、こういう御希望だと思ひますけれども、そういう考へのもと、外交方針が一休今後においても続けられるとお考へえになるかどうか、これを念のために伺ひたいと思ひます。

○藤山國務大臣　日本の外交方針が、平和を追求し、いづれの国ともお互いに内政の干渉をしない、そうして共存していくという道に進んでいく方

針でありますことは、これは当然のこととでございまして、それに對して何らの変化もございません。

○戸叶委員 先ごろ二月の二十六日の、与党の愛知氏の質問に答えて、岸首相は、両国、すなわちここでは日米ですけれども、その両国の関心を持つ地域は、自由主義の立場をとっている国々の支配している領域が主眼になるわけで、共產圏において実力をもって平和と安全を維持しておられる地域は、共通の関心を持つ地域には入らない、こういうことを言っておられるの

でございますけれども、これでもなおかつ東西のかけ橋としての努力が払われるということが言えるでしょうか、この点を岸首相にお伺いしたいと思います。

○**嶺國務大臣** 今日の國際情勢から見まして、いわゆる東西の対立、その場合に一國がどういふ立場をとるか、私がしばしば申し上げておるように、日本はあくまでも自由主義の立場を堅持する、この点に關しまして、あるいは共産主義の立場をとれという議論もありましよう。あるいは、どちらの立場もとらずに、中立の立場をとれという

でございます。その場合において、日本が従来とつてきている立場というものを、やはり相手国も、われわれが相手国の政治情勢なりあるいは立場を尊重すると同様に理解し、尊重して、いわゆる内政に対してはお互いに干渉しない、あるいは侵すずに、そうして話し合ひで解決していく、平和友好を進めていく、これが私は外交の基本方針であり、また、それが今後の日本の進んでいくべき道である、従来もそれで行なわれておるけれども、将来もその方向で進んでいくべきものである、こう思っております。

○戸叶委員　話し合いをするということは大へんけっこうなんですからけれども、その話し合いをするには、話し合いをするような基盤というものが必要だと思っています。きょう新聞を見ますと、中国の周首相が大会で演説をしておりますが、その内容に、中国政府と人民は、岸内閣総理大臣の中国敵視政策と日本軍国主義政策に断固反対をする、新安保は日米両国民の利益に反する、長い目で見れば日本に災害を与える条約である、中ソの安全保障に脅威のみでなく、東南アジア諸国民の安全保障に直接の脅威を与える、こういうふうなことを言われているわけですから、

う、大きな見識ある外交を推し進めようとするならば、この新安保条約というものに對しては、もう一度考え直していかなければ、そうした外交は進められないのではないか、こう私は懸念を述べますが、この点いかがでございましょうか。

○岸國務大臣 中共政府の周首相から、従来もいろいろな言われておりますし、本日の新聞に出ておる周總理の意見というものも、従来日本に対していろいろな機会に、いろいろな人が言つたこととちつとも變つておらないものであります。しかしながら、終始われわれが中共に対して敵視政策をとつておる——少なくとも岸内閣が、そういう考えを従来持つておつたこともございませぬし、また、従来、そういうものを持つていないということを明確にしておりませう。また、われわれが現在持つておるこの安保体制そのものを、日本の自主的な立場から、日本が合理的にこれを改善しようとする努力しておるといふことが、決して敵視政策の一部でもなければ、それが日本に対してどういふ効果を持つたかといふことは、日本国民みずからが判断すべきことであります。中共側からいふ言はれるべき性質のものではない。また、東南ア

うものの考え方自身、日本人としてとるべきものではない。われわれはわれわれの立場から、自主的にこれを判断し、また、検討していくべきものである、かように考えております。

○戸叶委員 私は、中共がこう言っているから、こうしろということを行っているものではございません。岸首相自身、岸内閣の外交政策として国民に語っているところは、あくまでも東西の懸かけ橋となつて、世界の平和に貢献するのだ、こう言っているのですから、そういうことに對する努力をしていかなければいけない。そうだとするならば、その努力をする上においての障害というものをなくしていかなければならない。その一つの障害であるところなの、たとえば、日本とアメリカとが、必要以上の軍事的な結びつきというやうなことになつてきますと、他の陣營をどうしても刺激するわけでございますから、そういうことがないようにしなければいけないということを申し上げたまででございます。この周總理の演說等につきましては、また日本にも關係のあることでございますので、これはあとの問題として取り上げていこうと思ひます。

現行の安保条約がこの新安保条約に

なりまいたいきさつにつきましては、
すでにこども明らかにされております。

す。そしてまた、日本側から、すでに昭和三十年に重光さんが持ち出して、重光・ダレス共同声明が八月の三十一日に発表されているわけで、三十二年には岸さんとアイクの共同声明が出され、それからまた、合同委員会が作られたのは、もうすでに指摘されたところでございます。それから今度は、三

○藤山國務大臣　若干、今御指摘の事實の経過等につきましては、誤解があるよりでございます。私は、かねて申し上げております通り、第二次岸内閣が六月にできましたときに、日本の外交の基本方針として、アメリカとの協力態勢を基底とする、それには、日本国民が現在持つておる、現行安保条約

に対するいろいろな不安等もあるの
で、やはりこれを日本の立場から改正
しなければならぬ、これをまず重ねて
アメリカに話してみよう、それで、御
承知の通り、七月の下旬九、十前後に
ワシントンへ行つてダレス長官に会い
たいといふことを申ししたのでございま
す。ところが、当時ダレス長官の御都
合が悪いので、実際に会見は九月に
なつたのは、御承知の通りだと思いま
す。そしてこの安保条約の改正に着手
いたしますときに、これは私はたびたび
申し上げるのでございますけれども、
私がダレス長官に対してこの問題につ
いて話をいたしましたときに、ダレス
長官は、なるほど、現在の安保条約と
いうものは、日本側に対して相当不平
等で、従属的だ、しかし、藤山さんの
今言われるようなことは、逆に今度は
アメリカ側に相当な責任を負わせ、ア
メリカ側に対してむしろ不公平のよう
なものでないかといふことを言われ
たといふことは、私は当時から申し上
げるところでございます。そういうふう
うでありますから、何かアメリカ側が
この交渉を利用して自分に都合のいい
ように改正するといふ気持ではなかつ
たことは、当然でございます。

そこで、私はこの内容に入つて参り
たいと思ひますが、極東における平和
と安全を守るという言葉が、大へんに
いろいろここで問題にされましたけ
れども、まだ根本的な点が論議をされて
おりません。そこで私は、この問題は
午後問題として残しまして、最初
に、三条、四条、五条の關係の質問を
して参りたいと思ひます。これらはこ
の委員会でも多少出た問題でありますけ
れども、結論としてわかるまでの答弁
にはなつておりません。そこで私は、
答弁の食い違いなどを指摘しながら、
お尋ねしていきたいと思ひます。

まず、三条によりまして、日本が自
衛隊を増強する場合に、当然、状況に
よつては四条の協議を必要にするので
はないかといふような質問に對しまし
て、岸総理は答へられておりますの
が、「相手国がみずから自分の国を守
るという決意をして、守り、またそれ
の努力をするという決意なり、あるい
は行動で示しておらない国、一切をあ
げてアメリカにおんぶするようなどこ
ろとはやらないといふのが趣旨で、防
衛計画を押しつけてやらせるものでは
ない」、さらに、「日本みずからが自助
的にやるものは、これは日本が自主的
にやるのは当然であります。しかし、
相互援助によつて、アメリカの援助に
よつて日本がふやすといふような場合
におきましては、これは協議すること
は当然であらうと思ひます。藤山外相
も、「四条では協議をしない。日本は
日本で自主的に諸般の情勢を考へて、
自衛力を増すのです。アメリカはアメ
リカでやるのです」といふことを、つ
いこの間のこの委員会においては答弁
されております。ところが、三月十一

日の参議院の予算委員会では、藤山外
務大臣が、「しかしながら、防衛力を
漸次減らすか減らさないかといふこと
は、これは先ほど来申し上げておりま
すように、國際間の情勢を見、また日
本の立場も考へていくべき問題で、防
衛の意思があつて、そしてそれが完全
にできるだけ一國で守られることが一
番必要なことであることは申すまでも
ないこととあります。しかし、それが
一國だけではなかなか今日の防衛とい
うものはできないから、友好国と一緒
になつて、そして守つていくという形
を考へるわけなのであります。そう
いふ意味において漸減といふことが、
何とも日本の経済力が非常に弱まつ
て、もうとうとう持てないのだといふ
ようなときがありますれば、そういう
ことについて……」と、ここまで言わ
れたときに、社会党の鈴木委員が、
「第四条で協議をするのですか。」と
言いますと、藤山外務大臣が、「それは
当然協議をしていくことはあたりまえ
だと思ひます。しかし、それはそうい
う事態にならぬように、われわれは日
本の経済力も発展させていかなければ
なりません、それは当然のことだと
思ふのであります。」「こういふふう
に、はつきりしたことは、この委員会
においては、三条の防衛力増強の問題
は四条では協議をしない、はつきり
言われておりますけれども、この前の
予算委員会においては、協議はする。
漸増は協議はしないけれども、漸減は
必ず協議をするといふ意味なのか、ど
ういふ意味でこれをおっしゃつたの
か、伺いたいと思ひます。

○藤山國務大臣 御承知の通り、第四
条の協議は、安保条約の運営にあたつ
ての協議でありますことは、全般にか
かつておりますことは、申すまでもな
いこととあります。われわれとして、
今申し上げておりますように、日本の
自衛力を決定するのは日本自身であり
まして、アメリカと協議をし、あるい
はアメリカに押しつけられる必要はご
ざいませぬ。しかしながら、日本が日
本の自衛力を自分で決定していきま
す場合に、今申し上げたような何か非常
に重要な状況がございまして、漸減と
申しますか、そういうような状況にな
りますれば、日本の経済的な事情がこ
ういふことだといふことは、相談をす
るのはあたりまえでございまして、そ
れは今まで申し上げておることと少し
も變つておらないのであります。し
かし、その範囲内においてわれわれが
どういふ自衛力を決定していくかとい
ふことは、日本自身が決定していくこ
とでございまして、アメリカと協議を
したり、押しつけられることはござい
ませぬ。

○戸叶委員 そうしますと、今の藤山
さんの答弁だけをとつてみると漸増す
るのは自主的にやるけれども、漸減を
しなければならぬときには、一応協
議はする、しかし、それで押しつけら
れるのじゃないのだ、こういふことで
ございませうか。そうだとすると、
やはり一応、こういふ状態になつてい
るからこうするのだといふことのお伺
いを立てることになるわけじゃないで
しょうか。

○藤山國務大臣 少しも伺いを立てる
ことじゃないのであります。お互い
にこの条約を運営して参りますときに
は、自分の国の経済的事情なり何なり
は、絶えず協議をして参ることはあた
りませぬこととあります。日本の経済
事情が今日ではこういふふうになる
だ、あるいは今日はこういふふうにい
ふのだといふようなことを、お互いに
話し合つていきますことは、当然のこ
とだと思ひます。そういう範囲内にお
いて、われわれは自主的な自衛力増強
の意思を持つていくけれども、現在こ
ういふわけではいかなのだからといふ
ようなことを、お互いに話すのは当然
であります、その内容を決定するの
は自分自身であることは、これまた当
然でございませぬ。

○戸叶委員 それでは、一応協議はす
る、三条の問題は、四条で受けて、協
議することだけは事実でございま
すね。その内容をどうするといふこと
で動かされはしないけれども、協議はす
るといふふうには了解してよろしくご
ざいますか。

○藤山國務大臣 必ず協議するといふ
わけではありませぬ。必要があればお
互いに意見の交換をし、協議するとい
ふこととあります。

○戸叶委員 そうすると、この間のこ
の安保委員会においての答弁とは違つ
てくるわけがございまして、この前に
おいては、協議をしないのだといふ
うに言つておられるわけですか。です
から、それではお取り消しになつたわけ
ですね。協議をしない場合もあるのだ、
こういふことでございませぬ。

○藤山國務大臣 この間の答弁は、自
衛力の内容そのものは自分で決定する
のだ、協議をしないのだと申し上げた
のであります、今申し上げておること
とも、同じことを申し上げておるわけ
でございませぬ。

○戸叶委員 ですから、たとえは、日本はもう経済的にこれ以上のはふやせませんというような場合には、「四条で協議するのはあたりまえのことです」と、参議院で述べたおるわけでは、この漸減とか、漸増とかいうことは、内容にわたることじゃないのですか。

○藤山國務大臣 御承知の通り、この三条は、バンデンバーグの精神をうたつて、お互いに自分の国は自分で防衛をしようという意欲を持つておるわけでありまして、従つて、日本としては、その経済的な事情その他を勘案して、自分自身の考え方で自衛をいたしていくわけでございます。しかしながら、自分が自衛をしていくという意思を持つておるということが、やはり常にはつきりしていることは、これは当然でございます。参議院等で、御質問がありましたときには、それじや自衛力はゼロでいいのかという御質問がありましたから、自衛力をゼロにするなんというのでは、それはこの条約の精神には反しているんだということを申し上げておるわけでありまして、しかし、その年の予算の関係や何かで、若干ずつふえたり、減つたりすることもございます。それがほんとうに自衛力を持たないという意思で減つたのか、あるいはそうでなくて、持つていけるけれども、経済的ないろいろな状況によつて減つたのかというようなことは、お互いに意見の交換をして、一向に差いつかないわけでは、また、そうすべきがあたりまえだと思います。

○戸叶委員 そうすると、そういうふうな意見の交換というか、協議というのか、やはりこの四条を受けて協議をする、こう了承してよろしゅうございませう。

○藤山國務大臣 御承知の通り、日本とアメリカとがこの条約を結びますのは、友好国として結ぶのでありますから、条約全体の運営については、常に協議をしていくということは当然でございます。従ひまして、四条も引いて協議する場合もございませうし、そういうものを特に引かなくても、全般の運営について、絶えず協議することは当然でございます。

○戸叶委員 岸総理大臣に伺いたいと思いますが、岸さんは、自衛的にやるものは、日本が自主的にやるのは当然である。相互援助によつて、アメリカの援助によつて日本がふやすというふうな場合においては、協議することは当然です。こういうふうな答えでいいから、このM S A協定を日本と結ぶときいろいろなことをここで考えたのですけれども、それは、こういうふうな武器を貸与するから、あるいは、こういう航空機を、こういう艦船をやるから、これだけのものを増強せよ、こういうふうなことに相談してなると思ふのですけれども、これじや、依然として、やはり自主性がなければいけませんか。

○岸國務大臣 本来、自主的に、自助によつて作るということが、一番なにかいへば当然のことでございます。しかし、それができない場合において、M S Aの協定なり、あるいはその他の方法によつて、日米が相互に協力するということの意味において、アメリカ側に対して日本側から、こういうものの供与を要望することもありましようし、また、向こう側から、こういうものを供与するから増強しないかということをお願いする場合もございませうし、そういう場合に協議して、日本に適當だと思ふものについて、これを受け入れて増強することを考えることは、私は、別にそれによつて何か日本の自主性があるとかないとかいう問題じやない、むしろ、そういうことが何等の協議においてきめられるということが自主的な意味を持つていふんだ、かように思ひます。

○戸叶委員 自主的に自衛力というものは漸増もできるんだというふうなことを強調したために、そう言つておられるのですけれども、今伺つておりますと、たとえば、M S A協定によつて武器を貸与してもらふ場合に、こういうふうなものを日本がほしいといつても、アメリカの方都合が悪ければ、それを断つて、違うものをよこす場合がある。そういう場合には、装備の関係でも違つてきますし、あるいはまた、自衛隊の、あるいは自衛力の内容というものの、当然私はその協議によつて違つてくると思ふ。従つて、それは自主性があるといつてみましても、協議をしていく上においては、当然日本の思ふようにはならないわけでは、

その一つのいい例は、民社党の今澄委員が、たしか予算委員会で質問したように、ターターの問題の例を見ましても、日本は三十四年度に二十二億の

予算を組んで「むらさめ」、「ゆうだち」、「ゆきかぜ」、「はるかぜ」という四艦の装備を、古くなったから近代的なものにしようとした。ところが、アメリカからなくなつたので、ターターに肩がわりをしたことは、これで今澄委員が指摘したところでございまして、古くて役に立たないから装備をし直そうとしても、アメリカはそれを聞いてくれないじやありませんか。

三條では、自衛力を維持し、発展させるのには、アメリカの援助を受けなくては当然能力が上がるから、そうなるべくと受けなければならぬ。

〔委員長退席、椎熊委員長代理着席〕

そうすると、今度は協議をする、協議をした場合に、日本の思ふような装備が得られない。そこで自衛力をどういうふうにしていくかということに影響してくるわけでございます。これは、どうも自主性であるといふことは、言えないと私は考えるのでございまして、この点はいかがでございませうか。

○藤山國務大臣 防衛当局が防衛計画をされて武器等を買いますときに、ある程度アメリカに話をして、アメリカが、それを今出すわけにいかぬということがありますれば、それをやめることは当然でございます。そのこと自体が、アメリカから強制されるわけではないのであります。防衛庁は、現在でもスイスからも兵器を買つております。スイスに注文した兵器が、どうも売れないと言われたら、それではスイスから何か日本の防衛力の増強に圧迫を受けたというふうに解釈する必要はないのであります。同じことだと私も思つております。

○赤城國務大臣 今のターターの問題ですが、その問題はちよつと誤解があるのではないかと思います。三十四年度予算で、レーダーとか、あるいは火器を、いいものにかえようという予算が通つておつたわけでありまして、それはアメリカからくれるとかくれないとかいうことは別でございまして、日本でもそういう予算をとつておつたわけでありまして、ところが、船が三十五年度の予算でできるといひますか、要求できる見通しがつきましたので、それをターターにかえよう、こういうことをございまして、決して向こうから補助とか援助がないからどうしようといふわけではなくて、日本の主体性のもとに、向こうからのターターに対する援助を要請した、こういうことになつておりました。向こうから何をせよ、これをせよという指図で動いておる、こういう形ではございませぬ。

○戸叶委員 赤城防衛庁長官は、向こうからどういふことをしなさい、こういうことをしなさいという指図を受けていたんじゃないとおつしやいますけれども、少なくとも、日本が申し入れたことが聞き入れられなかつたということは、私は言えると思ふのです。日本の希望通りにいかなかつたといふことは言えることは事実だ、こういうふうに考えるわけではございませぬ。

赤城さんがお立ちになりましたので、ついでに、関連して何つておきたいのは、日本が十年間で大体どのくらいの援助を受けてきているか、有償で、また無償でどの程度のものを受けているか、ついでに伺いたいと思ひます。

必要とする場合には、こういうものをほしい、それについての援助があるかどうかという相談はいたします。でありますから、基本は、どうしても日本に基本がありまして、向こうから、MSAの援助をやるからこれを使えない、こういう強制をされるということはない、こういう点において、私は、自主性は日本が持っている、こう考えております。

○戸叶委員 私、先へ進もうと思いましたが、赤城大臣が今そういうことをおっしゃったので、つい反駁せざるを得なくなりました。なぜならば、MSAの援助を受ける場合には、その受けなければならぬ条件がある、その条件というものは、アメリカの国家利益を守るんだという条件が一つになつていて、従つて、これを受ける場合には、好むと好まざるにかかわらず、このアメリカの条件に従わなければならないという条件が一つ。もう一つは、アメリカは別に強制するものじゃない、日本がほしければもういい、こういうことを言っておりますけれども、MSA協定を締結した当時のことを、私は、赤城大臣が御存じないから、そういうことを言われるのだと思ふわけでございます。しかも、日本はそれをもらわなければ防衛力の増進はとてできない、MSA協定によつて大へんにおかげをこうむっているのだ、こう言つてたびたび答弁していらっしゃるじゃありませんか。この点はいかがでございますか。それでは今、MSA協定をすぐにやめてしまつても、日本の自衛力をふやすことは幾らでもできるのだから、すぐにでも協定を破棄してもいい、こういうように

必要とする場合には、こういうものをほしい、それについての援助があるかどうかという相談はいたします。でありますから、基本は、どうしても日本に基本がありまして、向こうから、MSAの援助をやるからこれを使えない、こういう強制をされるということはない、こういう点において、私は、自主性は日本が持っている、こう考えております。

お考えになつていらつしやるのでしようか。

○赤城国務大臣 援助に対しては、アメリカの国内法として援助する法律と、日本と条約を結んでいるMSA協定という二つあることは、御承知の通りです。それから、アメリカの対外援助の法律から見れば、アメリカの国家利益に反することに對しては援助をしない、これはアメリカ自体の考え方であり、これはどの国でもそうだと思いますが、自分の国のためにならぬような援助をするのは、好ましくないと思ひます。ですから、アメリカの国家利益にならぬものに對して援助をしないということは、アメリカの国内法であります。われわれが援助を受けていますのは、MSA協定によりまして、必要な場合には援助を受けています。そういう場合には援助を受けたい、たとえば援助を受けたものを、ほかの用途に使つたという制限はありまじうす。しかし、アメリカの国家目的にこれが沿ふべきであるというよりなことは、何もMSAの協定上からは出てきません。アメリカの国家目的に準仕するといふようなことは、アメリカ自体の国内法であります。

○戸叶委員 そういふふうな答弁をされますと、今度は、MSA協定についていろいろ議論をしなければならなくなつて参ります。私は、このMSA協定を一年半にわたつて審議した經驗を持つておりますけれども、MSAの国内法としての精神が基になつて、各国とのMSA協定になつてゐるわけなんです。それを、MSAの国内法の精神はこうなんだ、日本の場合は、そんなものは受けなくてもいいんだ、こういう

ような言い方というものは詭弁であつて、その場のごまかしだといふことを言わざるを得ないのでございます。

○赤城国務大臣 相互防衛援助協定の第一条にありますが、「各政府は、この協定に従つて受ける援助を而政府が満足するような方法で平和及び安全保障を促進するため効果的に使用することとし、いずれの一方の政府も、他方の政府の事前の同意を得ないでその援助を他の目的のために転用してはならない。」といふことである。であります。でありますから、日本は日本の満足するような方法でやればよいのですが、アメリカの国家目的にといふことは、この協定自体からは出てきません。ほかに使用することはいけません、こういうことは当然であります。

○戸叶委員 私が伺つてゐるのは、MSA協定の中で、アメリカが援助を与える場合には、お互いにそれを利用して有利になるように、そしてまた、MSAの援助を打ち切る場合には、今赤城長官の言われたように、よそにこれを使つてはいけません、これは打ち切るときは条件なんです。私の言つてゐるのは、そうじゃないのです。MSA援助を受けるからには、やはりアメリカでMSA協定を結んだ精神が、日本のMSA協定の中に生きてきている。それに従つて援助を受けるのだから、どうしても縛られるといふことを言つたわけなんです。しかも、赤城大臣は、アメリカが無理やりに、MSA協定によつて武器を日本にやろうとか、貸そうとかいふのじゃない、日本がほしくなければそれは要らないのだ、こう言つておられますけれども、現実の問題として、日本が自衛力を増強してい

かなければならないという現実の段階において、一体MSA協定を、今打ち切つてしまつただけのお考えをお持ちになつていらつしやいますか。打ち切つても大丈夫だといふようなお氣持でいらつしやるわけですか、それともやはり、受けていた方がいいのだといふお考えでしょうか、この点を念のため伺つておきたいと思ひます。

○赤城国務大臣 MSA協定を打ち切る必要はないと思ひます。あつた方がいいと思ひます。しかし、それによつて援助を受けるか受けないかという主導性を持つのは、これは日本政府であり、日本の自衛隊であります。

○戸叶委員 なければ困りになるのですが、さつきあいつ答弁をなされたので、私は、つい發展せざるを得なくなつて發展したわけですが、MSAの問題は、あとから防衛関係のときに、おそろく他の委員から、いろいろ突つ込んでいただけたらと思つております。

次に移りますが、間接侵略といふことにつきまして、この間の委員会の速記を読んでもみましたところが、岸首相がこう言つておられます。「いろいろ方法によつて間接的に侵略する、そして擾乱を起こさしめるという事態があるのであります。従つてそういう場合においては、やはり外国の影響でもつて日本の安全が脅かされるということになるわけでありまして、そういう場合においてはこの四条で協議をして、それに対していろいろ事態をななくするに尽くしていく。」さらに、「しかし駐留軍が武力を用いる。武力的な行動をするといふことは、五条だけでございます。さらに、「日本の安

全に脅威を与える場合に、協議してこれに対する措置を講ずることは当然であります。」といふ言つておられます。そこではつきりさせたいのですが、そういう事態をななくする措置をとるか、あるいは対処する措置を講ずるといふのは、決して行動に入るものではないと思ひますけれども、協議をして何かの行動に入るといふ意味でございますか。どういふ意味でございますか。

○岸国務大臣 武力行動に入るという意味ではございせん。武力行動の場合には、五条に限定されておるだけであり、その他の方法によつて、そういう事態をななくするように努力していくことは、当然のことでありまじうす。

○戸叶委員 武力行動には入らない。これは条約に書いてある通りです。けれども、その他の方法によつてそれを排除する、これは具体的に言うと、どういふことでもございまいしょうか。

○岸国務大臣 いろいろあると思ひます。一つの方法としては、国連にその事情を訴えて、防止してもらふという方法もございまいしょうし、あるいは日本が、直接に外交交渉による場合もございまいしょうし、アメリカが、それに對して外交交渉を助けるような方法によつて事態をななくする、いろいろそのときにおける事態から考へていかなければならない。しかし、少なくとも武力行動を、それによつて直ちにとるということではないのでありまして、武力行動は、五条によつてはつきりとして、日本の領土に對して武力行為があつた場合というだけに限るわけでありまじうす。

するといふことが、主体になるだろう
と思います。

○戸叶委員 四条で協議をして、国連にこの問題を持ち込むというところまでいくというふうに解釈されるのでしようか。私は、そこまで広くいけないんじゃないかと、思うのですけれども……。ではもう一度、念のために伺いたいのですが、たとえば、そういうような事態が起きたときには、日米で協議をして、その事態をなくすようにしたい、しかし、なくすようになかな

かできないときには、国連にまでこれを訴えるんだ、こういふふうに了承していいわけですか。

○岸国務大臣　具体的の場合に応じて、いろいろなとるべき具体的な措置で、いろいろなとるべき具体的な措置

が考えられるのでありますが、私は、先ほど来申し上げているように、武力行動をこれでもって直ちにやるといふことは、条約上考えておられないわけがあります。その他の方法によって、有

効な、適切な方法をとって、その脅威を除くということに努力するのが、この四条の協議の結果の措置として考えられることであります。その最も有力なものは、私は、国連機構を動かすこと

いうことである、かように考えておられます。

○戸叶委員 有効な方法を考えるとか、あるいは外交交渉をするということの中には、日本に対してこうしろと

○岸國務大臣　圧力をかけるといふことは、私ちよつと……。これはもちろん、安果長約の二六を踏まへて、日英協

力してその脅威をのけるのであります

○藤山國務大臣 条文の解釈につきま
して、条約局長から申し上げます。
○高橋(通)政府委員 ただいまの御指
しやう。

摘の点でございしますが、それは内乱で
あるとか間接侵略、その間接侵略とい
うものが、どういうふうな内容を持っ
ておるかということによって、概念の
問題として、それによっていろいろ変

わるのではないかと思います。まだ、
 間接侵略というよりな言葉が、国際法
 上も、国際関係でも、どういうものを
 さすということが、はつきり成熟した
 観念ということにはなっていないよう

「又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によって引き起された日本国における大規模の内乱及び騒ぎ、」
一般に、このような場合には一つの国

報信閣の場合であるといふ。これに基き
 られておりますが、いかなる場合にお
 きまして、どのような事態が生ずる
 ということは、この四条におきまする
 日本国の安全に対する脅威が生じた
 ときであるといふふうに考えておりま

す。

○戸叶委員 現行安保条約から今度の条約に改正された場合に、現行安保条約においては、内乱等の場合にも適用されたけれども、今度の場合には、日

本の安全に対する脅威が生じたときというので、この場合には、今高橋条約局長が言われたような、よそからの関係で日本に騒擾が起きたような場合に適用するんだ、従って、これは非常に

す。藤山外務大臣が「純粹の内乱といふものに対しては、むしろ日本が日本みずからこれを処置していくわけでございます。お話をよくに間接侵略があつたという御質問でございますが、間接侵略といふものはやはり他国から武器が供与されるか、あるいはいろいろ問題が起つておるわけでありまして、そういう場合には当然協議をするのは、私どもはあたりまえだと思ひます。純粹の内乱といふものは、これは削除するのあたりまえでありまして、われわれは当然それを独立国として削除したわけでございます。」と云うと、現行安保条約の中から、純粹の内乱といふものは、私はどこからも決して出てこないと思ひます。ですから、一体どこからそういうものが出てくるかどうか。「一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒ぎ」といふことがあるのであつて、純粹の内乱ではないと思ひます。藤山外務大臣が答弁されておることと違ひと思ひますが、この点はいかがでしよう。

○藤山外務大臣 若干あるいは私の言葉づかいが足りなかつたかもしれませんが、いわゆる純粹の内乱といふような場合には、四條の協議の対象にすらならぬことは當然でありまして、日本自身が當然処置していくことでございまして、たゞ、外部からの援助によりまして内乱が起つてくるというようなことを考えました場合には、それは四條の協議の対象になります。しかし、現行の安保条約では、そうしたものは、政府の明示の要請に応じて与えられた援助を含めて、外部からの武力攻撃と同

じように、日本の安全に寄与するために、そういうような武力を使用することができると、こういうことは全然なくなつておるのでありまして、従つて、ここに出ておられますような「内乱及び騒ぎ」といふような場合に於いて、そういう処置が違つてくるのでありますから、ここに出ておられます「内乱及び騒ぎ」といふような内乱事項はなくなつたといふことを言つたつて、一向に差しつかえないと考えております。

○戸叶委員 現行の安保条約の中から純粹の内乱といふものが出てくるわけですか。そういうものは私は説めないと思ひます。それと、どこにありまして、そういうことが。

○藤山外務大臣 私が今申し上げましたように、必ずしも純粹の内乱といふものは出てこない。従つて、私は先ほど申し上げたように、若干私の言葉づかいが足りなかつたかもしれませんといふことを申し上げておるのであります。ここにちゃんと「大規模の内乱及び騒ぎ」といふ——従つて、そういう意味において、この内乱事項を削除したといふことを言つても差しつかえないと思ひます。

○戸叶委員 私はちよつとわからないのです。純粹の内乱といふものはない。現行条約からも純粹の内乱といふものは説めないのです。現行条約の一条を見ていただきたいのです。それと、藤山外務大臣の答弁では、「純粹の内乱といふものは、これは削除するのあたりまえでありまして、」ここまでいいのです。「われわれは当然それを独立国として削除したわけ

でございます。」と云うと、純粹の内乱に対しても出動できたわけでも、そういうものは「削除したわけでございます。」といふのだから、何かその純粹の内乱事項があつたと思ひます。それと、それは現行の安保条約の一条から説めないわけですか。どこからそういう純粹の内乱といふものが出てくるのでしよう。

○藤山外務大臣 それでは、二回目の答弁のときに申し上げましたように、私の言葉づかいが足りなかつたかもしれないといふことを申し上げておるわけですか。言葉が足りなかつたとおっしゃるのですが、それじゃ大へん恐縮ですが、足りるうちに、ちよつとわかるようにおっしゃつていただけないでしようか。

○藤山外務大臣 先ほどの第二番目の答弁で、足りるうちに御答弁申し上げたと思つておるのでございますが、第一一条において「大規模の内乱及び騒ぎ」を鎮圧する、こういう言葉がございまして、従つて、こういう内乱に対してアメリカ軍が関与していただくことは困るのだ、だからそういうことはやらないようにしようといふことが、われわれのいわゆる通俗的に言つてきた言葉でございます。従つて、こういう内乱事項は削除するといふ言葉を使つたのでございまして。しかし、今お話しのように、それでは純粹の内乱といふものが対象になるかといへば、これはいわゆるほんとうの国内だけのわずかな内乱でありまして、それは第一條でも対象になつておりませんし、今度のも当然対象になつていない。従つて、言葉づかいが若干違つておつたと

いふことを申し上げておるわけでございます。

○戸叶委員 私は何だかますますわからなくなつてきたのです。結局、ほかのこゝろいふふうな条約から見ても、純粹の内乱といふものには出動すべきではない、こゝろいふに思ひながら、それは断つたのだ、そして獨立国として純粹の内乱といふものは削除したわけでございますといふことは、この一條からは純粹の内乱は説めないけれども、純粹の内乱の場合を削除したのだ、こゝろいふに了承していいわけですね。一條からは決して純粹の内乱といふものは出てこないわけですね。

○藤山外務大臣 今度の場合でも、純粹の内乱といふものは削除しておるというところを申し上げておきます。

○戸叶委員 今度の場合にははつきりおつたやつていらつしやるのです。間接的な侵略といふことが、間接的にいろいろな騒ぎを起すような問題が起つて、騒ぎが起されたときには、そこで協議をするのだといふことを、はつきりおつしやつていらつしやる。ところが、今おつしやつたのは、さつき読み上げました速記によりますと、大へんに今度の場合は変わったのだ、前の——前の場合は、つまり、現行安保条約においては、純粹の内乱といふものに対しては適用されてはいたけれども、こゝろいふものには今度は適用しなくなつたのだといふふうなことを言われて、大へんに日本は自主獨立の国として進歩したのだといふふうなことをおつしやつておるから、そこに問題があるわけですね。そこで私が何つてい

るのは、現行の一條からは純粹の内乱といふものは説めない、どこからそういう言葉が出てくるのですか。純粹の内乱といふものは、一体どういふものをさすのですか。まずそこから何つておきます。

○藤山外務大臣 今言つたことと少しも變つておらないのです。現行安保条約でも、純粹の内乱はむしろ説めないわけでございます。今度の場合にも、當然純粹の内乱といふものは対象にはならない。しかし、變つておるというものは、ここに書いてあるような内乱及び騒ぎを鎮圧するために、日本国が要請すれば、外部から来た武力攻撃と同じように、日本の安全に寄与するために、アメリカ軍を使用することができるといふ、そこが大へんな變り方だろふと思ひます。

○戸叶委員 今藤山外務大臣がおつしやつておられるところ、先ほど私が読み上げましたところ、この前答へられた藤山外務大臣の答弁とは、はつきりそこが違つておるわけでございます。しかし、この問題につきましまして、あとでもう少し同僚の委員から質問をしていただくことにいたします。

第五條におきまして問題になつたことは、日本に対する急迫不正の攻撃を自衛隊が守る、これは日本の個別的自衛権である、アメリカの方は、個別的自衛権と集團的自衛権と両方の権利があるんだといふふうなことを、政府は答弁をしておるわけでございます。そして結論として、共同防衛をやるん

だ、こういうふうに説明をしておきます。それで、ここにおいての軍隊の出動に対しては、自衛隊法の七十六条によるんだ、こういうことを言っておられます。さらに、岸総理大臣は、三月十六日に竹谷氏に答へまして、「自衛隊の出動を命ずる場合におきましては、自衛隊法の規定するところに従つてやります。」と答へています。竹谷氏が、国会がこれを否決して、そして承認しないときは、出動できない、そうすると、五条一項の規定に違反をいたします、そういう結果になると思ひますが、どうですかという質問をしました。その第五條の規定は、国内法の手續なり規定に従ふことを排除する意味ではございせん、従つて、總理大臣が自衛隊の出動を命ずるといふ場合におきましては、自衛隊法の手續に従ふことは当然であると考えております。このあといろいろ議論をされました。そしてはつきりしましたことは、林政府委員が答へいたしました、五條に直接關連してゐる国内法といへば、自衛隊法の規定である、これを排除するものではない。それに対して藤山さんが、憲法上の規定の中に自衛隊法が入つてゐることをアメリカが承認してゐる、こういうところまで質疑応答が繰返されたわけでございまして、そうすると、私はここで大へんに疑問を持たざるを得ないのは、この条約の表面上にもないし、交換公文にも、共同声明にも何にもなくて、しかも「自國の憲法上の規定」ということの中に、自衛隊法が含まれていて、これによつて自衛隊が出動するということ、を、あとからの人がこの条文を読んだ

ときに、どうやってそういうことを了解するのかということが、まことに私たちが不思議に思われるわけでございまして、この条文の中から、自衛隊法によるのだということがどこから出てくるか、その根拠を教へていただきたいと思ひます。

○林(修)政府委員 これはそのときにまた申し上げたつもりでございまして、自衛隊法の規定は、文字通りの意味におきまして、憲法上の規定でもなければ、憲法上の手續でもないと思ひます。国内法の手續でございまして、しかし、この第五條の規定は、日米それぞれが国内法の規定に従つて、それぞれが行動をとることを、決して排除してゐるものではないわけでありまして、国内法の規定に従つて行動できないからという場合に、それが条約違反になるという問題じゃない、こういうことを申し上げたわけでございまして、その点は、この規定から当然出てくるわけ、国内法を排除するという趣旨はここにはない、そういう意味から明らかだといふふうに思つてゐるわけでございます。

○戸叶委員 私は長い間外務委員をしておりますけれども、こういうふうな条約の中から国内法が出てくるんだという読み方は、今まで一度も御教授願つたことはないわけなんです。従つて、私は政府がかつたやり方、いふ人がかわつて、あとからこれを讀んだときに、この中から自衛隊法が出てくるんだというところは、どんなことをしても読めないと思ひます。けれども、こういうふうな、条文中に何ら規定がされていなくても、しかも、国内法をその中から讀みとるといふような

条約が、一体ほかにあるものかどうか、一べん例を示していただきたいと思ひます。

○林(修)政府委員 今直ちに、ちよつと私例を思ひ出せないわけでございますが、この規定は、要するに、各国がそれぞれ行動をとるということでございます。自衛隊の發動要件に従つた場合に、自衛隊としての武力行動をやるというものであります。従つて、それについては、それぞれの國に国内法があれば、それによるべきことは当然のことでございます。広く國際的には、憲法上の規定、手續という表現を使つておりますが、そのみに従つて、それ以外のものはすべて排除するという趣旨は、この条約の規定のどこからも出てきていないわけでございます。そういう意味で、この武力行動をとる条件としては、日本の国内法としては自衛隊法があるわけ、これをこの条約が排除してゐるといふ趣旨は、どこからも出てこない、かように考えるわけでございます。

○戸叶委員 私は、この条約はもつとすなおに讀むべきじゃないかと思ひます。日本の國の憲法上の手續はなにか、九條でも、「憲法上の規定」、すなわち、九條でも、日本は用兵とか作戦行為とか、そういうようなことはできない、これが憲法の九條だ、しかし、アメリカの場合にはいろいろな手續がある、その手續によるのだ、こういうふうにするべきであつて、この自衛隊法によつてどうだんといふことは、私はどうしても読めないと思ひます。私はどうして読めないか、讀み方は無理じゃないでしょうか。それじゃ、協議事項とか了解事項とか

合意された議事録とか、どこかに、この五條における「自國の憲法上の規定」は、日本の場合においては自衛隊法を含むものであるとか、自衛隊法を排除するものではないとか何とか、そこに規定してなければ、これを自衛隊法も含むのだといふふうにお説ませになることは、少し無理だと思ひます。けれども、いかがでございますか。

○林(修)政府委員 「憲法上の規定」という言葉は、直接には、日本の場合においては憲法第九條をさしてゐると私は思ひます。憲法第九條の認める、あるいは否認しておらない範圍内において、日本が行動をとるということだと思ひます。この場合においては、わが國の自衛隊が行動をとるについては、憲法の趣旨に合ふように規定された自衛隊法の規定、これを特にこの条約によつて排除するといふ趣旨は、どこにも出ておらないわけでございます。すなわち、自衛隊法の規定にかかわらず、つまり、國會の承認を得ないでも、日本の自衛隊は出るのだという趣旨は、この条約の規定のどこからも出ておりません。日本の自衛隊は、憲法の規定の範圍内、及びその憲法の規定によつて制定された自衛隊法の規定によつてやるといふことは、この条約の趣旨から當然に出てくる、かように私は考えております。

○戸叶委員 今の林さんの初めの方はよかつたのです。憲法上の規定といふのは九條だといふことはよかつたのですが、あとでこつちやつたこと、憲法の精神によつて作られた自衛隊法を排除するものじゃない、それはきまつてゐると思ひます。どんな法律だつて排除するものじゃないと思ひます。たまたま

軍隊に關係があるから、自衛隊法を排除するものじゃないといふふうには出たのであつて、ほかに軍隊に關係がある法律があるかもしれない。日本にはないですけれども、そういうものだって何だつて、憲法の中で作られた法律は排除するものじゃないのです。けれども、そういうことをこの条文のどこから讀めるのですかというのを聞いてゐる。よそにもそういう例があるのですか。私は、よそにあるのだつたら、示していただいて、納得した上でなければ、どうもそれ以上の審議ができないのです。

○林(修)政府委員 これはほかの条約でもそうでございまして、条約上はつきりとして国内法を排除する趣旨が出ておれば、もちろん条約の規定は国内法に優先いたします。しかし、この条約のどこをどう讀みかして、日本の自衛隊が行動をとるについて、憲法の規定の範圍内及びその憲法の規定の趣旨に合ふように制定された自衛隊法の規定等を排除する趣旨は、どこにも出ておりません。また、自衛隊がすぐ行動するについて予算が必要であれば、國會の議決なくして予算ができるというふうなことも書いてございせん。これはアメリカの場合も當然でござい

ますが、そういうことから申しまして、そういうものを排除してまでおの行動をとらなくちゃならないという趣旨は、この条約の文意のどこから出ておらないわけでございます。そういうものについて、この条約の規定が自衛隊法を排除するといふふうには解するのとは間違ひである、私はかように考えます。

○戸叶委員 今の林さんの初めの方はよかつたのです。憲法上の規定といふのは九條だといふことはよかつたのですが、あとでこつちやつたこと、憲法の精神によつて作られた自衛隊法を排除するものじゃない、それはきまつてゐると思ひます。どんな法律だつて排除するものじゃないと思ひます。たまたま

軍隊に關係があるから、自衛隊法を排除するものじゃないといふふうには出たのであつて、ほかに軍隊に關係がある法律があるかもしれない。日本にはないですけれども、そういうものだって何だつて、憲法の中で作られた法律は排除するものじゃないのです。けれども、そういうことをこの条文のどこから讀めるのですかというのを聞いてゐる。よそにもそういう例があるのですか。私は、よそにあるのだつたら、示していただいて、納得した上でなければ、どうもそれ以上の審議ができないのです。

○林(修)政府委員 これはほかの条約でもそうでございまして、条約上はつきりとして国内法を排除する趣旨が出ておれば、もちろん条約の規定は国内法に優先いたします。しかし、この条約のどこをどう讀みかして、日本の自衛隊が行動をとるについて、憲法の規定の範圍内及びその憲法の規定の趣旨に合ふように制定された自衛隊法の規定等を排除する趣旨は、どこにも出ておりません。また、自衛隊がすぐ行動するについて予算が必要であれば、國會の議決なくして予算ができるというふうなことも書いてございせん。これはアメリカの場合も當然でござい

○戸叶委員 条約が自衛隊法の規定を排除するものではないということは、ここで説かない。それはそちらのおつけになった理屈です。なるほど、そういうことは自衛隊法の規定を排除するものではない、それは常識論です。常識によってわかることです。けれども、もしも自衛隊をお使いになるのであれば、自国の軍隊に關係のある——軍隊とはいえないでしようね、今の日本だったら、はつきりとした、自衛隊法の規定というふうにお入れになったらいじやありませんか。もつととつきりするじやありませんか。どうしてここで憲法の規定——私は、もつとすなおに解釈して、先ほど林長官が言われたように、これは日本の憲法の九条の問題をいうのだ、そして日本には手続がないのだから、アメリカの場合に憲法の手続だ、こういうふうにおつしやうた方がいと思ひます。岸総理大臣、いかがでございますか。

○岸国務大臣 こういう条約につきましては、普通の条約の例を見ますと、各国が憲法の手続に従いというふうなことを申しておるのが、普通のようにあります。日本の場合においては憲法に手続がございせんので、憲法の規定及び憲法上の手続に従いと、こういう条文のなにしたわけでありまして、そういう場合において、憲法以外の国内法というものを、それでは排除しては、排除しているものではない。従つて、日本としては、憲法上、九条のあの条件が満たされておるときでなければ、自衛隊の出動はできません。さらに、自衛隊の出動を認めるについては、憲法の九条を受けて自衛隊法と

いうものがございまして、自衛隊法の手続に従わなければならぬということは当然である、こういうふうな解釈をいたしております。

○戸叶委員 それでは、私は角度を変えて伺いますけれども、国際法と憲法というものは、どちらが優先するのでしょうか。

○林(修)政府委員 これはいろいろの学説もございまして。日本の憲法の解釈としても、御承知の通りに、ざつと考へて、両方の説があるわけでございます。しかし、政府の考え方は、従来申し上げておつたと思いますが、憲法第九十八條第二項、これに、いわゆる確立された国際法規程、これを誠実に順守しなければならないという規定があるわけでございます。従ひまして、いわゆる国際法と申しまして、内容としては、私はいろいろあると思ひます。国際法の中にも、いわゆる確立された国際法、別な言葉で言へば、国際自然法とも申しますか、そういうもの、私には、これは憲法が当然受け入れておるもの、憲法はその範囲内においておるもの、かように考えるべきだと思ひます。一例をあげれば、外交官の治外法権あるいは外交官のいわゆる不可侵権というものは、憲法にはどこにも規定はございせん。国民すべての者は裁判を受ける権利があるというものは書いてございまして、しかし、この外交官の不可侵権等の確立された国際法規程、これは憲法が当然準用しているものと考えられるわけでありまして。しかし、国際法と申しますのは少し言い過ぎかも知れませんが、たとえば二国間あるいは数

国間の政治的、経済的の条約、こういうものが直ちに憲法に優先するというふうには考えるべきではない、かように考へております。そういうものは、当然に憲法の範囲内においてそれぞれ締結されるべきもの、かように考へておるわけでございます。

○戸叶委員 それでは伺いますけれども、日本の国内法と、それから国際法、つまり条約とは、どちらが優先しますか。

○林(修)政府委員 条約は、当然に同時に公布されることによつて国内法の効力を持つ、日本の法制はさうになつておるわけでございます。公布されることによつて国内法的な効力を持つという、日本の法制では大体さういふ建前をとつております。これは明治以来さういふ建前をとつております。外国におきましては、いわゆる条約を国内法化するために、別の手続をとつて、たとえば国内法を制定して、その条約を国内法化するというふうな手続をとる国もございまして。しかし、日本の場合は、さういふ手続を要しない、現行憲法下においては、条約は当然国会の御承認を得て、それによつて条約が発効する、その発効した条約を国内的に公布すれば、それによつて国内法的な効力を持つ、かように考へておるわけでございます。国内法としての効力を持つたものにつきましては、当然に、その前にある法律と条約の關係では、それは公法たる条約が勝つ、かように私は考へるわけでございます。それから条約は、法律よりも、九十八條二項の關係もございまして、大体において優先な地位にあるというのが通説だと思ひます。

○戸叶委員 それでは伺いたしましたが、憲法と国際法の關係は、先ほど御説明になつた通りです。それから、国内法と国際法、条約との關係は、その条約を国内法的なものに変へる国もあるし、日本の場合は国内法的な効力を持つた、そして、条約を締結した場合に、後者の条約の方が優先だ、こういうふうにおつしやうたわけでございます。

そこで、私は伺いたいたしますが、そのことは、憲法の九十八條に規定されているところでございます。たびたびこの委員会におきまして、岸総理大臣もはつきり言われましたが、たとえばこの五条を自衛隊法と讀むから、私は、次のような問題が起きてくると思ひます。すけれども、自衛隊法によつて自衛隊が出動する場合には、国会の承認を必要とするのだ、そして、事前に承認がでなかつたときには、事後に承認するのだ、それに対して、さらに突っ込んで、それではもしも国会が承認しなかつたときにはどうするのだ、そのときにはさういふ事態をとりやめさせるのだ、こういうことを言つておるわけです。ところが、この五条においてはさういふこと、共通の危険に対処するように行動することを宣言しているわけですから、たとへば、それとして条約の方が優先するとするならば、国内法によつてそれとやかきいじることではできないじやありませんか。さういふふうな自衛隊法などと讀むから、さういふ問題が起きてくるわけです。さうでしよう。いかがですか。

○岸国務大臣 総理としては、いつもずっと一貫してお答えしておる通りであります。

○戸叶委員 それでは速記を讀みましようか。(その通りと答へておるのだから、その通りだよと呼ぶ者あり) どういうその通りですか。その通りだ、ではわからない。(速記の通りだよと呼ぶ者あり) 速記の通りだたら問題があるのですよ。(幾ら言つても蒸し直したよ)と呼ぶ者あり) 蒸し直してはならないのです。蒸し直してから一歩前進しておるのです。

今、速記録がここにあるのですけれども、民主党の竹谷委員の質問もあり、これに関連をいたしまして、堤さんがさういふことを言つておられます。今の内閣がいままで続くものではないのだ、たまには社会党と民社党と一緒に天下をとるときもある、さういふような場合に、自衛隊は出すべきではないというふうなことを国会でもつてきめたい、あるいは自衛隊が出せないというふうな否決された場合にはどうしますかと言つたら、それは国会の言う通り尊重して適當な措置をとるといふことを、はつきり言つておられるわけです。これは岸さんがおつしやつたわけなんです。私は、そのときにおつしやつたのは、今まで条約の方が国内法より優先するはずだというふうな、今の林さんのお答えになつたと同じことが頭に浮かんだのですけれども、まあ黙つていたわけですから、今聞いてみれば、林さんはもう一度はつきりと、条約の方が優先すると言つていらつしやる。さうすると、岸さんがいくら国内法を重んじようとしても、これは条約違反になるじやありませんか。

○戸叶委員 それでは速記を讀みましようか。(その通りと答へておるのだから、その通りだよと呼ぶ者あり) どういうその通りですか。その通りだ、ではわからない。(速記の通りだよと呼ぶ者あり) 速記の通りだたら問題があるのですよ。(幾ら言つても蒸し直したよ)と呼ぶ者あり) 蒸し直してはならないのです。蒸し直してから一歩前進しておるのです。

今、速記録がここにあるのですけれども、民主党の竹谷委員の質問もあり、これに関連をいたしまして、堤さんがさういふことを言つておられます。今の内閣がいままで続くものではないのだ、たまには社会党と民社党と一緒に天下をとるときもある、さういふような場合に、自衛隊は出すべきではないというふうなことを国会でもつてきめたい、あるいは自衛隊が出せないというふうな否決された場合にはどうしますかと言つたら、それは国会の言う通り尊重して適當な措置をとるといふことを、はつきり言つておられるわけです。これは岸さんがおつしやつたわけなんです。私は、そのときにおつしやつたのは、今まで条約の方が国内法より優先するはずだというふうな、今の林さんのお答えになつたと同じことが頭に浮かんだのですけれども、まあ黙つていたわけですから、今聞いてみれば、林さんはもう一度はつきりと、条約の方が優先すると言つていらつしやる。さうすると、岸さんがいくら国内法を重んじようとしても、これは条約違反になるじやありませんか。

○岸国務大臣 総理としては、いつもずっと一貫してお答えしておる通りであります。

○戸叶委員 それでは速記を讀みましようか。(その通りと答へておるのだから、その通りだよと呼ぶ者あり) どういうその通りですか。その通りだ、ではわからない。(速記の通りだよと呼ぶ者あり) 速記の通りだたら問題があるのですよ。(幾ら言つても蒸し直したよ)と呼ぶ者あり) 蒸し直してはならないのです。蒸し直してから一歩前進しておるのです。

今、速記録がここにあるのですけれども、民主党の竹谷委員の質問もあり、これに関連をいたしまして、堤さんがさういふことを言つておられます。今の内閣がいままで続くものではないのだ、たまには社会党と民社党と一緒に天下をとるときもある、さういふような場合に、自衛隊は出すべきではないというふうなことを国会でもつてきめたい、あるいは自衛隊が出せないというふうな否決された場合にはどうしますかと言つたら、それは国会の言う通り尊重して適當な措置をとるといふことを、はつきり言つておられるわけです。これは岸さんがおつしやつたわけなんです。私は、そのときにおつしやつたのは、今まで条約の方が国内法より優先するはずだというふうな、今の林さんのお答えになつたと同じことが頭に浮かんだのですけれども、まあ黙つていたわけですから、今聞いてみれば、林さんはもう一度はつきりと、条約の方が優先すると言つていらつしやる。さうすると、岸さんがいくら国内法を重んじようとしても、これは条約違反になるじやありませんか。

○岸国務大臣 総理としては、いつもずっと一貫してお答えしておる通りであります。

○戸叶委員 それでは速記を讀みましようか。(その通りと答へておるのだから、その通りだよと呼ぶ者あり) どういうその通りですか。その通りだ、ではわからない。(速記の通りだよと呼ぶ者あり) 速記の通りだたら問題があるのですよ。(幾ら言つても蒸し直したよ)と呼ぶ者あり) 蒸し直してはならないのです。蒸し直してから一歩前進しておるのです。

今、速記録がここにあるのですけれども、民主党の竹谷委員の質問もあり、これに関連をいたしまして、堤さんがさういふことを言つておられます。今の内閣がいままで続くものではないのだ、たまには社会党と民社党と一緒に天下をとるときもある、さういふような場合に、自衛隊は出すべきではないというふうなことを国会でもつてきめたい、あるいは自衛隊が出せないというふうな否決された場合にはどうしますかと言つたら、それは国会の言う通り尊重して適當な措置をとるといふことを、はつきり言つておられるわけです。これは岸さんがおつしやつたわけなんです。私は、そのときにおつしやつたのは、今まで条約の方が国内法より優先するはずだというふうな、今の林さんのお答えになつたと同じことが頭に浮かんだのですけれども、まあ黙つていたわけですから、今聞いてみれば、林さんはもう一度はつきりと、条約の方が優先すると言つていらつしやる。さうすると、岸さんがいくら国内法を重んじようとしても、これは条約違反になるじやありませんか。

○岸国務大臣 総理としては、いつもずっと一貫してお答えしておる通りであります。

○戸叶委員 それでは速記を讀みましようか。(その通りと答へておるのだから、その通りだよと呼ぶ者あり) どういうその通りですか。その通りだ、ではわからない。(速記の通りだよと呼ぶ者あり) 速記の通りだたら問題があるのですよ。(幾ら言つても蒸し直したよ)と呼ぶ者あり) 蒸し直してはならないのです。蒸し直してから一歩前進しておるのです。

ませんか。どういふことになるので

○岸田外務大臣 その点は、先ほどから申し上げておる通りに、この五条は、国内法である自衛隊法というものを排除しているものではなくして、それを含めて、その手続に従つてやるということを示しているわけでございますから、その点自衛隊法でもって、自衛隊の出動というのに対して国会が承認しない、あるいは事前に承認をしないとか、あるいは事後にこのものを承認しないといふような場合においては、自衛隊法においてその出動をやめなければならぬ。こゝういふ自衛隊法の規定を、憲法九条というものは排除しておらないのですから、それを含めて、さういふものに従つてやるということでございます。

○戸叶委員 そうすると、条約の五条の義務というものは、日本は尽くせな

○岸田外務大臣 今申し上げているように、この条約の五条という規定は、今戸叶委員は、憲法だけに従えばいいのだ、憲法以外の国内法には従わなくていいという前提をとつておいでになりますけれども、私もが一貫して申し上げておる通りに、この五条は国内法を排除するものではない。従つて、国内法であるところの自衛隊法の手続に従うといふことは、当然のことである

といふふうに私も考えておるのであります。従つて、この自衛隊法の手続において、国会がこれを承認しないという場合において、自衛隊法によつてこの出動をやめなければならぬといふことは、これは当然出てくるわけでありませう。実際問題として考えるならば、法律論でなしに、実際論から言

の政府の場合におきましても考えるわけはないと思ひます。しかし、法律論として考えるならば、今言つたやうになるわけでありまして、実際論としては、政府の考えと国会の考えが違ふやうな事態が起つてくるとは私は実は考えておりません。しかし、法律論としては、今言つた通りに、この自衛隊法を含んでおるのでありまして、自衛隊法の手続を得ることができなかつたといふ場合においては、当然出動をやめなければならぬ。それをやめたからといつて、五条の日本の義務に違反するといふ問題は起つてこない、か

○林(修)政府委員 今のところを

に、日本の場合、アメリカの場合、国会の最高機関たる国会の意思が加つて、それぞれの締約国が行動をとるわけでございます。さういふ趣旨から申しまして、これが、自衛隊法の規定によつて国会の承認を得る規定を排除するといふ趣旨は、どこにも出ておらないわけでございます。もちろん、現実の武力行動は政府でなければならぬ。政府がとるものでございませうが、日本国の意思は、政府の意思と国会の御意向と、両方が相合致してきまるものである、さういふ趣旨をこれはどこにも排除しておるものではございませう。政府のみでやれといふやうなことは、どこにも書いてございませう。

○戸叶委員 私は、今岸さんの説明されたことも、林さんの説明されたことも、よくわかつてゐるのです。わかつてゐるのですけれども、私が疑問に思つてゐる質問にはちつとも答えてないのです。自衛隊法といふことをこの中から何と考へて讀もうとするから、問題が起さるわけですね。自衛隊法として讀んだ場合に、ほかの面からいへば、また問題が出てくるのです。たとへば自衛隊法では、日本に対する武力攻撃が行なわれたときには出動するのです。ただし、日本に対する直接の武力攻撃じゃなくて、いいですか、日本に在るアメリカに対する直接の武力攻撃でも、これでは日本が受けて立たなやうになつてゐるわけなんです。これが新しい条約の特質なんです。それを自衛隊法も変へないで、そしてこの条約によつて讀ませようとするから、そこに問題が起さるわけなんです。それをどうなにかこじつけようたつて、これはこじつ

けられるものではない。それでは、私が質問したいことに對して、単刀直入にお答え願ひたい。つまり、今のやうな御答弁ですと——私は答弁を繰り返しませんよ。今のやうな御答弁ですと、条約の方が国内法よりも優先するといふことの、その趣旨に反するではありませうかといふことなんです、いかがですか。

○林(修)政府委員 私が先ほどからお答えいたしております通り、国内法が条約の趣旨に反するといふやうなことは、全然出て参りません。

○岸田外務大臣 先ほど法制局長官が申し上げたやうに、国内法と条約との關係は、長官が申した通りだと思ひます。この条約が、はつきり自衛隊法の規定を排除するといふことをかりに明示して、憲法のみ規定に従ひ、その他の国内法に従はないといふことを、もしもきめておるとするならば、あるいは国際法と国内法の自衛隊法があるにかかわらず、それがどうなるかといふ効力の問題があると思ひます。しかしながら、この条約自身は、私どもが先ほどから申し上げておるやうに、それは、戸叶委員がその点を承されないのでないかと思ひますが、これが国内法の自衛隊法を排除しておるのだ、憲法だけをいつておつて、国内法たる自衛隊法を排除しておるのだ、こゝう解釈されておるやうでありますけれども、われわれはさう解釈してゐないのです。これを含んで、それを排除してゐない。従つて、自衛隊法に従ふといふことをこの条約が内容としておるのだと解釈しておりますから、ちつとも国際法と法律との關係は出てこない、こゝう思ひます。

○戸叶委員 排除してゐるとかしてゐないとかいふことの問題よりも、以前の問題として、この条約そのものからは、自衛隊法によつて行動をするのだといふことは、出てきておらないし、私が長い間のこの条約を讀んでいても、こゝういふやうな例は見たことがないといふことをはつきり言つてゐるわけなんです。そこで、自衛隊法は排除するものではない、よろしくございませう、それでけつこつです。その仮定の上に立ちましょ。憲法の九条も關係してゐる。それから自衛隊法も排除するものじゃない。しかし、自衛隊法を排除するものじゃないといふことは、こゝには書いてない。書いてないけれども、アメリカはそれはわかつておる。日本もさうだと思つてゐるのだ、そこまで譲歩します。ところが、さつ

きから私が伺つておりますのは、たとへばこの武力行動があつた場合に、日本がその出動をする場合に、自衛隊法で国会の承認を得なければならぬのです。ところが出動をしなればならぬといふときに、国会で、これは出動はやめるべきだといふられるやうな場合がなきにしもあらずなんです。さういふやうなことが起きた場合に、しかも、この条約においては、すでにアメリカでは憲法の手続に従つて出動するといふことをやつちやつてゐるわけですよ。日本だけが自衛隊法でもって、さうして国会の承認を得られないで出動する場合が出てくるではないかといふことを言つてゐるわけなんです。これを言つてゐるわけなんです。

【発言する者多し】

○小澤委員長 静粛に願います。——
静粛に願います。岸総理大臣——静粛に願います。

○岸国務大臣 これは両締結国が、日本の施政下にある領土が武力攻撃をされた場合において出動するということ、行動するということ、両方で宣言し合っているわけですから、従って、この規定が、われわれの言っているように、自衛隊法を含んでおるとするならば、あるいはその結果として、自衛隊法によって承認を得ない、従って日本国としては出動しない、アメリカはアメリカの憲法の規定に従って出動する、という場合が、理論的には起こってくると思います。また、逆に、日本としては従って、アメリカが憲法の手続に従ってできないという場合があり得ると思います。しかし、それは初めからそういう制約のもとに締結国がやるといふことをしておるわけでありまして、実際問題としては、現実には武力攻撃が相当組織的に、計画的に行なわれ、実際の問題としては、そんな差異が出てくるとは思いません。しかしながら、法律の解釈論としては、そういうことがあり得る、こう解釈しなければならぬと思います。

○戸叶委員 実際問題としては、そういうふうなことが起こり得ない。しかし法律論としては、そういうことがあり得る。日本の場合——アメリカの憲法の手続というものは、アメリカの憲法によって定められてあるのです。あとでアメリカの憲法のことには私は触れませんけれども、アメリカで宣戦布告なり出動命令を出しちゃうわけですよ。しかも、その武力攻撃に対しては、日

本の施政下においては、共同の危険に対処するように行動をするわけですよ。アメリカの方では、その憲法の手続でもって出動命令を出してしまふ。日本の場合には、自衛隊法で国会で審議をする。ところが、国会において出すべきではないということがきめられる。一方、条約においては、共同の危険に対処するように行動するんだと条約できまつちゃっているのです。きまつちゃっているのに、国内法でもってこれを国会が認めないからやらないのだ、こういうことになれば、ばらばらになるということが一つ、そういうことがあり得るということをおぼろげに認めになりました。しかし、そうなると、条約の方が優先するということ、その趣旨に反するじゃありませんか。条約優先がなくなるじゃありませんか。

○岸国務大臣 私はそんなことはないと思います。両締結国とも、そういう場合においては無条件に出るといふことじゃございませんで、憲法の規定及び憲法の手続、その国内法を含んでの手続、規定というものを前提として条約ができていくわけでありまして、その憲法なり、あるいは憲法上の手続なり、あるいは国内法の手続というものが従って、これでやれない——もちろん、実際の問題としては、私はきわめて明瞭な場合であると思ひますけれども、理論としては、そういう場合にちがはざる事態がございしても、それがいわゆる条約に違反という問題ではない。従って、いわゆる条約と国内法との効力の問題には出てこない、こういうふうに考えております。

○小澤委員長 この際、岡田春夫君から関連質疑の申し出があります。これを許します。岡田春夫君。
○岡田委員 私、関連ですから、簡単に伺いますけれども、今の条約、法律——岸さん、聞いて下さい。法律解釈を、あなたの解釈の通りにこれを読み直して読んでみましょ。憲法の規定によって、いわゆる自衛隊法の規定に基づいて国会が自衛隊の出動を禁止したという場合は、憲法の規定に基づいて行なわれたんだと、こういう解釈になるわけですよ。そうすると、第五條を讀みかえして言うならば、各締結国は、日本国の施政のもとにある領域における、いづれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであるということに認め、認めるが、しかしながら、今言ったように、憲法の規定においても、日本の自衛隊は出動しないということになる、こういう解釈になりますね。

○林(修)政府委員 ……
○岡田委員 いや、あなたに聞いているのじゃない。あなたは、これから私が何を言うのか、わかっているのですか。あわててはいけません。もう少し落ち着きなさい。——そういうことになりましょ。あなたの解釈でいくと、そういうことになりましょ。そうじゃないですか。——もう一度言いましょ。岸さんの解釈通りにすると、自

國の憲法上の規定に従ってということ、自衛隊の法的な規定に基づいて、日本の国会で自衛隊の出動を禁止した、認めないという場合には、自國の憲法の規定に従って、こういうことになりましょ。そうすると、第五條を讀み直してみると——まあ簡単に言いましょ。日本の國の領域に対するいづれか一方の武力攻撃が、日本の平和及び安全を危うくするものであるというところは認める、ここまでは認める、しかし、日本の憲法の規定に従って行動しないことを宣言する、こういうことになるでせう。それで

○岸国務大臣 これは、もちろん、私は、実際問題と法律解釈を混同してはいかぬと思います。今われわれが申しとおすることは、純粹の法律解釈の問題であります。それで、法律解釈としては、これは日本國が認めるということであつて、日本國が認めるにについては、ただ時の政府がそう認めたというだけではないに、国会と両方の意思が合致して認めたことであつて、これは国会も、現実に武力攻撃があつて、そうして武力攻撃に対して、これは日本の安全を害するものだ、日本國がそう認めた場合に、結論として、その場合に自衛隊の出動を認めないということ、これは自衛隊の本質からは私はあり得ないと思ひます。だから、現実に武力攻撃があつて——日本の安全を脅威しているかどうかという認識が違ふから、そこで出てくるのだと思ひます。が、現実に武力攻撃があつて、そうしてこれが日本の平和を害するといふ認識、日本國が、すなわち国会も政府もそう認めたということになれば、これは自衛隊法によつて、自衛隊が出ていつてそれを防衛するということ、これは当然の結論として出る、こう思ひます。

○岡田委員 岸さん、あなたの今言われたのは實際論ですね。實際論は大体そうなるだろうと思ひます。法律論を私は何つておる。法律論においては、実はこの解釈については私はまだ別に意見があるのですが、しかし、あなたの今の御答弁に基づいて解釈をそのままとつたら、今言ったような表現になるのだが、それでよろしいのかと何つたのです。そこで、法律解釈の問題として、あなたは、私があなたの答弁をそのまま取り入れてそういう法律解釈になるかどうかが、すなわち、憲法の規定と手続に従つてという場合においては、自衛隊法の規定に基づいて自衛隊の出動が禁止された場合においては、共通の危険に對しては行動しないということを含んでいふんだということ、ここで法律解釈としてはそういう解釈ができますかというのです。實際論の問題ではないのです。法律解釈、この第五條の解釈から、そういう解釈以外には出てこないのではないかと、この点を伺つておる。どうなんですか。

○岸国務大臣 前提として、武力攻撃があつて、それが日本の安全を脅威し、日本の安全を危うくするといふことを、国会も、それから政府もともに認めたといふことであるならば、その結論として、今度は、自衛隊を出さないといふことが出てくるということ、私は、私は、法律解釈としても認められな

いと思ひます。ただ、前提として、ある武力攻撃があつた場合において、それがその國の平和を根本的に危うくするといふ認識について、あるいは政府の認識と國會の認識とが違ふという場合はあり得ると思ひます。その場合において

○岡田委員 岸さん、あなたの今言われたのは實際論ですね。實際論は大体そうなるだろうと思ひます。法律論を私は何つておる。法律論においては、実はこの解釈については私はまだ別に意見があるのですが、しかし、あなたの今の御答弁に基づいて解釈をそのままとつたら、今言ったような表現になるのだが、それでよろしいのかと何つたのです。そこで、法律解釈の問題として、あなたは、私があなたの答弁をそのまま取り入れてそういう法律解釈になるかどうかが、すなわち、憲法の規定と手続に従つてという場合においては、自衛隊法の規定に基づいて自衛隊の出動が禁止された場合においては、共通の危険に對しては行動しないということを含んでいふんだということ、ここで法律解釈としてはそういう解釈ができますかというのです。實際論の問題ではないのです。法律解釈、この第五條の解釈から、そういう解釈以外には出てこないのではないかと、この点を伺つておる。どうなんですか。

○岸国務大臣 前提として、武力攻撃があつて、それが日本の安全を脅威し、日本の安全を危うくするといふことを、国会も、それから政府もともに認めたといふことであるならば、その結論として、今度は、自衛隊を出さないといふことが出てくるということ、私は、私は、法律解釈としても認められな

いと思ひます。ただ、前提として、ある武力攻撃があつた場合において、それがその國の平和を根本的に危うくするといふ認識について、あるいは政府の認識と國會の認識とが違ふという場合はあり得ると思ひます。その場合において

ては、政府はそう認めておるから自衛隊を出さう、あるいは現に出した、しかしながら、国会はそう認めない、従つてそれをやめろという結論になることはありますけれども、前提として、武力攻撃があつて日本の国を危うくするといふときに、国会と政府が意見が一致して、そうして自衛隊は出さないのだという結論が出るということ、は、法律論としてもあり得ない、こう思います。

○岡田委員 武力攻撃の問題について国会がそれをどう解釈するかというの、これは実論です。これについて、憲法の規定と手続の問題についての法律解釈をあなたは先ほどから言われておる。武力攻撃と憲法の問題とをすりかえちゃいけませんよ。法律解釈としては、憲法の規定と手続というもののについては、自衛隊法の適用を行なうのだ。これにおいて、自衛隊法の規定に基づいて自衛隊の出動を禁止した場合においては、これは行動することゝできないといふことを宣言するといふことになるのでしよう。武力攻撃の問題といふものと一緒にして、実際論で、まるで何かあんことをひっかけ回すようなごまかしをしたつて、私はだまされませんよ。そんな話ではありま

○林(修)政府委員 法律論としてもお答えいたしますが、第五条は、御承知の通りに、「各締約国は、」でございまして、これを日本の場合にとつてみて、日本政府のみが宣言しておるわけではございせん。日本の国権の最高機関たる国会を含めて、日本国が、この条約が成立した上はこういふ行動をとることを宣言しておるのでございまして、

日本政府のみの宣言ではもちろんないわけでありまして。日本国——国会を含めてでございまして。従いましから、国会を含めての宣言でございまして、先ほど総理の仰せられたことが、法律論としても妥当する、こういふことになつてございまして。

○岡田委員 だから、私も戸叶さんもさつきから聞いておるのです。あなたもさつきから言つたじゃないですか。条約といふものは、二つの国の権利義務を拘束するものでしょう。だから、このような条約において、行動するといふ宣言をした。これと、自衛隊法の手続において、国内法の規定によつて、自衛隊の出動を禁止したといふ、憲法上の手続があつた場合、条約上の、この行動するといふ権利義務が拘束されることになるのではないか、国内法の手続と条約上の権利義務が相反する結果になるのではないかといふことを聞いてゐるんじゃないか。だから、言つてゐるのじゃないか。

○林(修)政府委員 これは何にも反するわけではないと思ひます。自衛隊法の七十六条は、御承知の通りに、自衛隊の出動の手続をきめておられます。この手続は、何らかの条約は排除してゐるものではございせん。この手続は、あくまでこの手続に従つて自衛隊の行動が行なわれるわけではございまして。ただ、日本国として、この第五条に基づいた宣言、これはもちろん、この条約が成立すれば、日本国の政府のみならず、国会あるいは裁判所も含めて、日本国がこういふ条約を認めたわけではございまして。そういう意味における日本国として最善の努力をする、こゝういふことの宣言の効力は、これは日

本国の各機関に私はみな及んでおると思ひます。しかし、その自衛隊法の手続をとる、国会の承認を得て手続をとる、あるいは国会が、第五条の精神に照らしてもなおかつ武力行動をすべきでないといふ御趣旨でそれを排除された場合に、それを行ないたいことがこの条約に違反するといふような問題ではない。このことは、先ほどから私が申し上げておる通り、総理のお答えもそれと同じ趣旨でございまして。日本国政府のみが認めても、日本国として、国会も、そういう第五条の趣旨に反せずといふ趣旨で、武力行動をすべきでないといふことを議決なさつた場合に、日本国政府がその行動をとらないといふことは、何らかの条約に違反するものではないと思ひます。

○岡田委員 これは関連ですから、私はこれでやめまされども、林さん、あなたの解釈の通り私は言つたのです。自衛隊法の手続によつて、自衛隊が出動してはいけないといふことを決定した場合、行動しないといふことを宣言すると読みかえてもいいのだらう、こゝういふことを言つてゐる。それで、こゝういふことですか。あなた以外にどういふのです。あなたは、法律解釈としてどういふように解釈する。出なくていい、憲法の規定に従つて、行動しなくていいといふことを宣言したことになるのだらう。——あなたは首を振るなら、私の言つたのが違ふなら、それじゃ伺ひま

しょう。出動してはいけないといふ憲法上の規定があつても、行動すると宣言するのですか。そういうふうに解釈するのですか。法律解釈をはつきり言ひなさい。行動するか、しないか、二

つしかないのだから、するの、しないの、どつちなんですか。するの、しないか。

○林(修)政府委員 先ほどからお答えいたしておきます通りに、日本の自衛隊の行動は、日本の自衛隊法の七十六条の規定によつて行なわれます。従いまして、国会が御承認にならなければやらない、国会の御承認を受けなければ、こゝういふことではございまして。

○岡田委員 それでは、第五条における、行動するといふ宣言といふものは、自衛隊法の規定によつて行動しない場合ははつきりあるのだ、それを宣言するのだ、そういう意味ですね。

○林(修)政府委員 それは違ひわけではございまして。先ほどから申し上げておる通りに、岡田委員の仰せでございまして、私の解釈はそれとは違ひわけではございまして、第五条は、あくまでこの文字通りに読むべきでございまして。日本国が武力攻撃を受けて、それに対してそれを共通の危険であると認めて行動することを宣言しておるのでありまして、日本国においてはいろいろの機関があるわけではございまして。行政のみならず、国会もあるわけではございまして、その意見の一致したところに従つてこれは行動する、こゝういふことではございまして。あるいは、武力攻撃といふものは明らかな観念で、実際問題として、法律的にも、その認定に狂いが生ずるものではないと思ひます。すけれども、しかし、その場合に国会が、武力行動をすべきじゃないといふ御判断があれば、この条約からはすではございまして。共

通の危険と認められないからこそ、国会はこゝういふことを御決議になつたと

思ひます。そういう場合に、共通の危険でない、あるいは武力攻撃でないといふ場合に日本が行動しないことは、何らかの条約に違反するものではない、かゝうに考えます。

○戸叶委員 今、条約からはずれるとおつしやるのですけれども、自衛隊法を適用する場合には、その武力攻撃があつて共通の危険であるといふふうに見なしたから、自衛隊法で国会の承認を得るために国会を開くわけなんです。ところが、その国会で否決したといふことが起きてくるわけです。それを、条約からはずれてゐるなんといふ言ひ方は、おかしいじゃないですか。どうしてもおかしい。

○林(修)政府委員 今、戸叶委員の仰せでございまして。手続として自衛隊法の手続によるといふことは、先ほどから……

【発言する者多し】

○小澤委員長 御静粛に願ひます。御静粛に願ひます。

○林(修)政府委員 自衛隊法の手続によるといふことは、先ほどから申し上げております。これは全然何も私そこ手続によるといふことは、排除するものではない。しかし、この条約が成立した後にございましては、つまり、第五条の規定は日本国全体についての効力があるわけではございまして、日本政府のみがこれに拘束されるわけではございせん。日本の国会も裁判所も、すべてこの条約が拘束する範囲において拘束されるわけではございまして。拘束といふのは非常に厳格なものではない、その規定は、先ほど申しましたように、つまり武力攻撃を受けた場合

に、これに対処して最善の努力をする、つまり共通の危険と認めて必要な行動をとるというのを宣言しているわけでございます。行動は、もちろん行政の行動として現れますけれども、この第五条の意味は、これは日本国全体に対して及んでいられるわけでございます。当然に国会の自衛隊法に基づいて御決議も、この第五条の精神を受けてなされること、これは当然のことだとおもうわけでございます。

○小澤委員長 この際、飛鳥田一雄君より、関連質疑の申し出がありますから、これを許します。飛鳥田一雄君。

○飛鳥田委員 それでは、一つ伺います。

「発言する者多し」

○小澤委員長 静粛に願います。

○飛鳥田委員 この五条の「自国の憲法上の規定及び手続に従つて」という言葉の中には、当然、自衛隊法も、排除するものではなく、含まれているのだ、こういう御説明だったと思うのです。そう解釈すべきものだと思つておりました。これはあなたの方日本政府だけの了解ですか、それとも、アメリカも了解しておる解釈ですか。

○林(修)政府委員 私が先ほどから申し上げております通りに、文字通りの意味においての憲法上の規定あるいは手続というのではないということ、先ほどから申し上げておりますが、しかし、自衛隊法の規定を排除するものではないということも申し上げておるわけでございます。その点、今飛鳥田委員のお説は、ちょっと私の申しました

ことと違いますから、その点ははっきりさせておきます。

それから、同時に、この規定が、日本国のみの了解かということでございますが、そうではございません。日米兩國ともはつきり了解しております。

○飛鳥田委員 今の長官の説明は、総理も別に異存はないわけですか。

○岸国務大臣 異存はございません。

○飛鳥田委員 それでは伺いますが、もし、自衛隊法の規定を排除するものではない、こういうことがアメリカの同時に了解である、この仰せられるならば、いつ、あなたの方は、自衛隊法を十年間改正しないというお約束をなすのですか。

○岸国務大臣 もちろん、そんな約束をしたことはございません。

○飛鳥田委員 それではもう一度伺いますが、自衛隊法を国会が改正して、そうして自衛隊の出動の条件をもっともつと困難にしていく、こういうような事態が発生をする。十年間です。国民の感情あるいは世論というものは動きまわります。この十年間の間に、自衛隊法が改正をせられて、出動が非常に困難になつていく、こういうような事態が発生をいたしました場合、先ほど、アメリカは了解しているということですから、アメリカから条約違反などと言われることはございません。

○林(修)政府委員 仮定の問題でございますが、この第五条の趣旨に全然反するようない自衛隊法の改正があれば、これは私は条約と矛盾すると思ひます。しかし、この第五条の規定と矛盾しない範囲における改正は、もちろん可能だと思ひます。

○飛鳥田委員 あらためて総理に伺ひ直しますが、そういたしますと、第五条の趣旨に反するときは自衛隊法の改正はしないというお約束をなすつてしまつたわけですか。

○林(修)政府委員 第五条の趣旨に反するというのは、つまり、いかなる武力攻撃を受けても、たとえば全然日本は武力行動をしない、そういうものは私はこの条約の趣旨に違反すると思ひます。従つて、この条約が国会の御承認を得て効力を発生すれば、これは日本国に対してそういう効力が及んでおるわけでございますから、そういう条約の趣旨に反するようなのは、これはできない、私はかように考えております。

○飛鳥田委員 そういたしますと、結局、戸叶委員の御質問になりましたように、条約が法律に対して優先をするという結果をはつきりとお認めになる、こういうことに帰着しますか。

○林(修)政府委員 条約と法律の関係において、条約というものは、国際法的に、また憲法上も、誠実に遵守すべきものでございますから、その条約に反するようない国内法の制定というものは——政府も国会も、もちろんこの条約の範囲内において考えらるべきものだ、かように考えるわけでございます。

○飛鳥田委員 そつたしますと、総理は、この条約の第五条の中に、今後十年間にわたつて、日本国民の世論によつては変更のあるべき不確定要素を含められる考え方、こう考えようといわけですか。将来国民の世論が変わつて参りました場合にも、その変わつてきたものを十分第五条の中に生

かしていきけるというお立場ですか。関連質問ですから、あまり詳しく質問いたしません。このことについてはつきり……。

○岸国務大臣 どういう御趣旨か、私、具体的にちよつと想像ができないのですが、日本が他から武力攻撃を加えられておるとしてそれが大規模に加へられておるとしてそれに対して、自衛隊が出動して祖国を守るという基礎の考え方が、十年間には変わるとは私は考えません。しかし、従来こういうふうな手続であつたのが、この手続をもう少し合理的にこう直した方がいいというよりなことは、必要があれば改正することになりますけれども、今の根本についてそれが変わつてくるというところは、私は予想いたしておりません。

午後零時五十二分休憩

午後二時三十分開議

○小澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。戸叶里子君。

○戸叶委員 私は、午前中に五条の問題で政府に明快な答弁を求めたのでございましてけれども、私はかりでなくして、同僚の議員の方々もわからないような不明快な答弁しか得られなかつたわけでございます。もつとこういう質問したいのですけれども、ここにどまつておられますが、先へ進みませんので、先へ進みますが、一つお願いしたいのは、私自身としても、どうしてもこの条約そのものから、「自国の憲

法上の規定及び手続」というところから、国内法を排除するものではないといふようなことがわからないので、他にそういうような例があるかどうか、具体的な例を、あとでつけようですから、お調べになつて例を示していただきたいということをお願いして、そして、あとこの問題については同僚の議員に譲つて、先に進みたいと思ひます。

この憲法上の手続というのは、アメリカ側においての憲法上の手続というのであらうと思ひます。このアメリカ側の憲法上の手続というのは、一条の八節にある議会が軍隊に対して持つ権限という項の中で、「戦争を宣言し、拿捕免許状を授け、陸上及び海上における拿捕に関する規則を規定すること」とか、あるいはまた「海軍を募集し維持すること。ただし、このため歳出予算は二年以上の期間にわたつてはできない。海軍を建設し、維持すること。陸海兵の統帥及び規律に関する規則を制定すること。この規則があるわけでございますが、これをさすのかどうかを伺ひたいと思ひます。

○高橋(通)政府委員 アメリカの憲法上の手続でございますが、ただいま御指摘の通り、特に第五条に関係いたします部分といたしましては、アメリカ憲法の第一条第八節第十一項でございますが、アメリカの連邦議会が宣戦布告を行なう権限を有する、これが第一点でございます。それから兵を動かす場合の規定でございますが、これはアメリカ憲法の第二条第二節第一項にございまして大統領は軍のコマンダー・イン・チーフ、総指揮官たる資格を持つてゐる、この規定でございます。

○戸叶委員 憲法の二条によつて兵を動かす、それはたしか「大統領は、合衆国陸海軍及び合衆国の現役に召集される各州の市民兵の総帥である」というので、指揮権が大統領に与えられている、こういうふうには読めないと思ひますが、それでよろしいでしょうか。

○高橋(通)政府委員 その通りでございます。

○戸叶委員 この条項から出てくる文句は、「大統領は、合衆国陸海軍及び合衆国の現役に召集される各州の市民兵の総帥である」というので、指揮権が大統領に与えられている、こういうふうには読めないと思ひますが、それでよろしいでしょうか。

○高橋(通)政府委員 そのように指揮権が与えられているわけでございますが、外国からの不意打ちの攻撃とか、外国からの侵略を排除するためにその兵を動かすということも、この権限のうちに含まれているものである、こういうふうには解釈しております。

○戸叶委員 今の条項からは、軍隊を出動させる権限というものが出てくるように思ふのですけれども、この条項だけで足りるというふうに了承していらつしやるわけでしょうか。

○高橋(通)政府委員 アメリカの憲法上の解釈といたしましては、そのように解釈されているようでございませう。

○戸叶委員 アメリカの国内法によりまして、大統領に対する授權の決議というものはあるはずでございます。さきごろの中近東においての例をとりましますと、中近東において情勢がどうも少しおかしいというふうなことで、大統領に対して、出動するのに一々コングレスを開かなくてもいいように、大統領に授權の決議というものを、行なつて、すぐ出動させるような権利を

与えているわけでございますけれども、日本の場合には、この授權の決議というふうな手続をとる必要がないとお思ひになるかどうか、そしてまた、それをとらなくても、また非常時の場合にコングレスを開かなくても、承認を得なくても出動させることができるかどうか、この辺のことをお話し合ひになつたかどうかを承りたい。

○高橋(通)政府委員 ただいまの御質問の趣旨は、日本の場合でございますれば、先ほどから御質疑ございました自衛隊法に従つてやるということになるのでございませう。

○戸叶委員 そうじゃないのです。在日米軍に対して出動させる場合に、一々コングレスの許可を得なければならぬということになりますと、非常事態においてその手続をとれないような場合があると思ふのです。議員があらはつていふとかなんとか、そういうような場合に、たしか国内法によつて授權の手続というものがあつて、そういうふうな権利を与えられた場合において、大統領がこの出兵をさせられるというふうには私は考へてゐるのですけれども、この点は間違つてゐるのでしょうか。

○高橋(通)政府委員 これはアメリカの憲法上の解釈の問題でございませうが、一般にそのような必要がありました場合には、大統領は自分の最高指揮官の権限に基づきまして兵を動かす、そういうふうな侵略や攻撃に対して対処することができるといふふうに考へられております。ただ、それだからといひまして、それではどういふふうな、たゞいま御指摘のような決議が必要であるとか、決議をしなくてもいいとかいふ

問題でございませう、原則としてはそれでございませうが、そのような決議が行なわれることもあるわけでございます。しかし、それは必ず決議が行なわれなければならぬのだという趣旨にはとられていないようでございませう。

○戸叶委員 そうしますと、武力攻撃が行なわれた場合に、アメリカでは、別にコングレスを開いて、そしてその出動をさせる場合に、議会の承認を求むるといふようなことをするひまのない場合には、大統領は勝手に出動ができる、こういうふうには了解していいわけですね。そうしますと、国内にいう授權の決議というふうなものは、どういふような場合にアメリカにおいて使われるのでございませうか。

○高橋(通)政府委員 これは、たとえ中近東の場合におきましても、そのような条約の關係も何もないというふうな場合にございませう。そういう場合に、そのような決議で行なわれておるのが實際だということでございます。

○戸叶委員 それでは日本とアメリカとに關する限りにおいては、アメリカ憲法の二条において、大統領が統帥の権利があるということによつて出動の権利もあるのである、こういうふうな政府は了解していられるようでございませうが、その点は、日本とアメリカとの間でもお話し合ひになつてゐることを思ひますけれども、何しろ急なそういう事件が起きた場合に、こういう条項があるにもかかわらず、そのこと自体が運営されないといふような場合も出てくるのではないかと、この条項は考へたわけですね。もちろん、この条約自体については、私どもの考へ方は

違ひわけでございますけれども、今この授權の手続というふうなものが日本の場合に對してあるかどうかということとを確かめてみたわけでございますから、条約局長の言われた言葉で了承したいと思います。

そこで、これもこの委員会でも質問されたことでございますけれども、五條でいうところの「いづれか一方に對する武力攻撃が、自國の平和及び安全を危うくするものであることを認め、」こういうことは、つまり、認めるということとは、すなわち、共同防衛の前提だと思ひます。そして今度は、共通の危険に對処するように行動をするといふことが、幾ら私は素外に考へてみても、これはお互ひに一緒になつて共同防衛をするんだ、従つて、この条項では、共同防衛に對する義務を日本でも負つてゐるんだ、こういうふうにはしか読めないのですけれども、この点はいかがでございませうか。

○高橋(通)政府委員 条約の解釈の問題になります。こゝで、いづれか一方に對する武力攻撃が自國の平和及び安全を危うくするものであるといふことを、事實、お互ひにそういうものであることを認めるわけでございます。そして、この共通の危険に對処するために、對処する行動を宣言する、このようになつております。これが共同防衛云々という問題になりますと、この字句は、そういうふうな事實を認めて共通の危険に對処しようといふことと、こゝでございまして、これからいふゆる共同防衛云々という問題が直ちにでてくるといふふうな筋合ひの問題ではないと思ひます。

○戸叶委員 總理にお伺ひしたいのですけれども、この委員会におきまして、たびたび總理大臣は、武力攻撃が日本の施政下にある領域において行なわれた場合には、日本の場合は個別的自衛権である、アメリカの場合は集團的自衛権と個別的自衛権だ、こういうふうな答弁をされてゐるわけでございます。けれども、國連憲章の中には、自衛権は、個別的自衛権と集團的自衛権と二つあるわけですね。そこで集團的自衛権の点でございませうけれども、二國の間で、目的も同じだ、それから行動も同じだ、ところが、この場合、一方だけが集團的自衛権で、片方の方はそうでない、こういうふうな理論が一体成り立つかどうかといふことを私は思ひますけれども、そういう例をお示し願ひたいと思ひます。ほかにもそういうことがございませうか。

○高橋(通)政府委員 ただいま御指摘の点でございませうが、あるいは私誤解してゐるかもしれませんが、第五十一條で述べています点は、集團的自衛権並びに個別的自衛権でございます。従ひまして、集團的自衛権と申しますのは、ある國が武力攻撃を受けた場合に、こちらから武力をもつてこれを援助におもむく権利でございます。従ひまして、武力攻撃が起きた國、こゝには個別的自衛権が発生してゐる。しかも、これを今度は應援に行く方の側では、集團的自衛権でございませうから、常にこゝに個別的及び集團的自衛権の發動が行なわれるわけでございます。

○戸叶委員 ところが日本とアメリカとが、日本の施政下において武力攻撃を受けた場合に、日本に受けた武力攻

撃に対しては、アメリカが集団自衛権の行使をするわけですね。そして今度は、アメリカが武力攻撃を受けた場合には、日本がこれを個別的自衛権でやるというその理屈は、どういふところから出てくるか、岸首相にお願いいたします。

○岸国務大臣 この条約五条の規定するところは、日本の施政下にある領土に対して武力攻撃の加えられた場合であります。それが日本の領土内で、基地である場合もありましようし、基地でない場合もありましよう。もちろん、いずれの場合をと問はず、日本の施政下にある領土が武力攻撃された場合でありますから、日本としては、これに対して固有の自衛権をもつて個別的自衛権が発生するわけですから、これによって防衛をする、こういうふうに申し上げておるわけでありましよう。

○戸叶委員 その武力攻撃の性質というものが、日本に対する武力攻撃じゃないのです。日本に米軍がいるために、米軍に対する武力攻撃、そういうものに對して——米軍がいなければ武力攻撃を受けないで済むのですけれども、日本に基地のある米軍に対する武力攻撃を自衛する場合、これが集団自衛権じゃないのですか。

○岸国務大臣 いかなる場合において、日本の領土に対する武力攻撃が行なわれる場合であります。今、目的がどこにあるというようにお話がありましたが、問題は、武力攻撃という、目的のいかんにかかわらず、日本の領土が武力攻撃を受けるわけでありましようから、これを防衛するということは個別的自衛権で十分に説明できる問題であります。

○戸叶委員 それでは、私は、少しMSA協定と安保条約の關係をここで述べてみたいと思つたのです。一九五一年に現行の安保条約が締結されております。それから一九五四年の三月に日米相互防衛援助協定、すなわちMSA協定が締結されております。その当時、このMSA協定を結ぶか結ばないかで、ずいぶん国会においては議論されました。私も一年半くらいこの条約と取組んだことを覚えております。その当時、なぜMSA協定を受けるか受けないかというのを討議したかというところ、これが軍事的義務を負うのじゃないか、こういうことをたびたび問題にしたわけですね。つまり、相互安全保障法五百十一條の援助を受ける資格という中で、a項にこういうことが書いてあります。一、國際間の理解と親善の増進及び世界平和の維持に協同すること、二、國際間の緊迫の原因を除去するために相互に合意せらるべき行動をとること、三、合衆國が締結國である多數國間または二國間の協定または條約に基づいて自國が受諾した軍事的義務を履行すること。この「自國が受諾した軍事的義務を履行すること」ということが非常に問題になりました。そこで日本は、日本とアメリカとの間で結んだMSA協定の八條におきまして、「日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約に基いて負つてゐる軍事的義務を履行することの決意を再確認する」ということになって、つまり、日本とアメリカ合衆國とが安保条約において負つてゐる軍事的義務以上のものは負わなくてもいいのだというふうなことをこの八條でうたつたわけですね。このMSA協定が結ばれます

一年ほど前に、アメリカの大使館であつたためにどういふふうな態度であつたかといふ注意を問ひ合はせて、そしてその答へがきました。その手紙の中で、問題は二つあるわけでございます。その手紙の二に、こういうことを日本で質問してあります。「MSA計画によるアメリカの對外援助の基本的目的は、自由世界の安全を維持し、かつ増進することにあると思ふが、日本政府としては、この援助によつて國內の治安と防衛とを確保することができれば、右の基本的目的は十分達成されたものと了解してよいかどうか。」という質問をしたんです。それに対する一の答へとして、「日本が受けることになる援助は、日本が國內の治安を維持し、また平和條約第五條a項で保証されてゐる自衛的な個別的または集團的自衛の固有の權利を一層有効に行使するに用ゐるもので、これによつてMSA計画の主要目的を達成しようとするものである。」というふうな答へをしてきてまして、そして、ここで、その次の問題といたしまして、第三番目に「MSA第五一條aが適用される場合、そこに規定してゐる「軍事的義務は、日本の場合は日米安全保障條約によつて日本がすでに引き受けてゐる義務を履行すれば十分だと了解するがどうか。また同條aの(4)の「自國の防衛力を増進し、かつ、維持すること」といふ要件は、日本の場合は、國內の一般的經濟條件が許す限度内で、また政治的および經濟的安全を害することなく、これを實現す

れば十分であるとみてよいか。」というふうな質問をいたしました。そうしたところが、この質問に對しての答へは、そのものが、「軍事的義務の履行の要件は、日本の場合においては、日米安全保障條約の下にすでに引き受けてゐる義務を履行すれば十分である。」つまり、この義務というのは、日本がアメリカに基地を貸与する——ほかの國に貸してはいけないということですが、それで十分である。「またMSA計画のため以外に日本の治安維持の部隊を使用することを要求してゐない。自國の防衛力を増進し、云々とあるわけで、わざわざここに「自衛のため以外に日本の治安維持の部隊を使用することを要求してゐない。」という答へがきてゐるわけですね。このことは、すなわち、自衛のためならば、治安を維持する部隊を使用することを要求するということが日本に對して義務を与えられたのだというところで、大へん當時の國會においては問題になりました。自衛のために治安維持の部隊を使うのだ、こういうことをはつきり言つてきておるわけですね。それまでも、日本の解釈として、日本には自衛力があるのだということをおつておるわけですね。ですから、よけいなことを言わなくてもいいにもかかわらず、聞きもしないのに、アメリカがわざわざ、自衛のため以外には、治安維持の部隊を使用することを要求するものではない、自衛のためなら要求するのだということを、はつきりここで義務づけてきてゐるわけですね。このときに、もうすでに今日の五條の問題をアメリカが要求してゐるというこ

とが私は言えると思ふのです。問題はそこにあるわけでございます。この現行安保條約の審議までは、こういう問題は起こつてこなかったわけですね。ところがMSA協定になって、日本がこの援助を受ける条件として問ひ合はせた、そうしたところが、こういう返事でした。これはMSA協定の中で、日本にはつきりと、自衛のために治安維持部隊を用ゐよということと義務づけてきてゐるのであつて、アメリカの日本に在る軍隊との間で、一緒に自衛権の行使を要求してきてゐるという、その觀念をここに規定してゐるものではないかと。こゝに言つてきておるのでございまして、この五條においては、集團的自衛によつて日本が武力攻撃に對処するものではないと言つてゐるけれども、もうすでにこのときからそういうことをアメリカが要求してきてゐるわけですね、今さうおつしやるのは少し間違ひではないか、こゝにこゝに私は考えますが、この点はいかがお考えになりますか。

○高橋(通)政府委員 ただいま御指摘の点でございますが、特に今御指摘の、間違ひであるかどうかという点は、さういふ問題は起こらないものであらうと考えております。と申しますのは、相互防衛援助協定に關する交換公文がございまして、この交換公文におきましては、いわゆるMSA協定が、現行の安保條約と行政協定に言及してゐることは、安保條約及びその地位協定に該當する規定があれば、それに言及してゐるものと考へて読みかえをなすべきである、このような交換公文をとつた次第でございまして、従いまし

れは十分であるとみてよいか。」というふうな質問をいたしました。そうしたところが、この質問に對しての答へは、そのものが、「軍事的義務の履行の要件は、日本の場合においては、日米安全保障條約の下にすでに引き受けてゐる義務を履行すれば十分である。」つまり、この義務というのは、日本がアメリカに基地を貸与する——ほかの國に貸してはいけないということですが、それで十分である。「またMSA計画のため以外に日本の治安維持の部隊を使用することを要求してゐない。自國の防衛力を増進し、云々とあるわけで、わざわざここに「自衛のため以外に日本の治安維持の部隊を使用することを要求してゐない。」という答へがきてゐるわけですね。このことは、すなわち、自衛のためならば、治安を維持する部隊を使用することを要求するということが日本に對して義務を与えられたのだというところで、大へん當時の國會においては問題になりました。自衛のために治安維持の部隊を使うのだ、こういうことをはつきり言つてきておるわけですね。それまでも、日本の解釈として、日本には自衛力があるのだということをおつておるわけですね。ですから、よけいなことを言わなくてもいいにもかかわらず、聞きもしないのに、アメリカがわざわざ、自衛のため以外には、治安維持の部隊を使用することを要求するものではない、自衛のためなら要求するのだということを、はつきりここで義務づけてきてゐるわけですね。このときに、もうすでに今日の五條の問題をアメリカが要求してゐるというこ

とが私は言えると思ふのです。問題はそこにあるわけでございます。この現行安保條約の審議までは、こういう問題は起こつてこなかったわけですね。ところがMSA協定になって、日本がこの援助を受ける条件として問ひ合はせた、そうしたところが、こういう返事でした。これはMSA協定の中で、日本にはつきりと、自衛のために治安維持部隊を用ゐよということと義務づけてきてゐるのであつて、アメリカの日本に在る軍隊との間で、一緒に自衛権の行使を要求してきてゐるという、その觀念をここに規定してゐるものではないかと。こゝに言つてきておるのでございまして、この五條においては、集團的自衛によつて日本が武力攻撃に對処するものではないと言つてゐるけれども、もうすでにこのときからそういうことをアメリカが要求してきてゐるわけですね、今さうおつしやるのは少し間違ひではないか、こゝにこゝに私は考えますが、この点はいかがお考えになりますか。

て、MSA協定第八条の軍事義務を再確認する云々と申しますのは、MSA協定のときに、現在の安保条約におきましては、第三国に対して駐兵その他通過、基地の使用を禁止するという条項、これは第二条でございまして、それから第三条に、アメリカの駐兵を認めるといふ規定がございまして、この二つが、当時私どもが考えられましたところのMSA協定におきます軍事的義務である、このように考えております。従いまして、この二つの義務に該当するもの、すなわち、新安保条約におきましては、基地の貸与というのが新しい義務として、これに該当するものとして残る、このように考えておる次第であります。

○林(修)政府委員 ちよつと補足させていただきます。今の御質問の中で、当時は昭和二十八年だったと思ひますが、いわゆるMSA協定を結ぶ前に、外務省からアメリカに問い合わせ、それに対してアメリカの回答があつた、これについて御言及になつたわけでありまして、その中で、いわゆる自衛のために治安を維持する部隊を使うことを、自衛のために以外に要求しないという趣旨は、これは御承知だと思ひますが、当時はまだ今の自衛隊ではなかつたわけでありまして、いわゆる保安隊時代でございまして、従つて、そういふ治安を維持する部隊云々という言葉が使われたのだと思つております。当時のアメリカ側の回答も、もちろん、いわゆる向こうのMSA法あるいはその基礎をなすバンデンバーグ決議、そういう趣旨に出たものと私どもは考へておるのでありまして、つまり、自助の意思を持たないものに対して、い

わゆる援助をしない、そういう立場から、ああいう回答が出たものと考えるのであります。その点、決してあの当時においても——あの当時は、日本は保安隊でございまして、他国を防衛するために保安隊を使うといふことは要求しないという趣旨だったと思ひます。また、今度の第五条におきましても、先ほど説明がありました通りに、日本として、日本の領域を守るというために日本が武力行動する、それ以上の趣旨は何もないわけでございます。そういう意味におきまして、何も当時と今と、アメリカの言つておることが変わつてゐることはない、かように考えるわけでございます。また、集団的自衛権の発動云々が、当時からアメリカが要求してゐたといふことはないと私は考へます。

○戸叶委員 当時のアメリカの考えと今の考えとは違つてゐないといふことの証拠だ。というのは、つまり、日本が聞いてやらなかつたのに、はつきりとアメリカでは、この集団的自衛権の觀念を打ち出してゐるわけなんです。なぜならば、日本で聞かなかつたのにもかかわらず、自衛のために日本の治安を維持する部隊を使用することを要求してゐるのです。そうでなくとも、治安のための部隊だったならば、自分の国を守るのにはあたりません。ところが、それに対して要求するといふことをはつきり言つてゐるわけなんです。ここで、すでに集団的自衛といふものを日本に要求してゐるわけなんです。これが新しい義務だといふので、大へん当時は問題になつたと思ひます。これはあとから発展させていきます。

それでは総理大臣に伺いますけれども、自衛権というのは、外部からの武力攻撃に対してその国自身が排除する権利ですね。そして、今度は、武力攻撃が日本を直接の対象として行なつていないけれども、日本と密接な利害関係にある国が武力攻撃の対象になつたときに、それを援助する、そしてその武力攻撃を排除する、これが集団自衛の中心概念ではございせんか。

○岸国務大臣 国連憲章でいつてゐる集団的自衛権というのは、今おっしゃるような趣旨だと私も理解しております。

○戸叶委員 それでは、今言われたそのものが日本に適用された場合に、どうして日本は集団自衛権じゃないといふことが言えるのですか。そっくりそのまま日本に適用された場合……

○岸国務大臣 日本の場合は、日本自身がやられてゐる場合でございまして、今お話のように、日本と特殊の関係にある国がやられた場合に、そこへ出かけていつてこれを援助するといふ場合はございせんから、われわれは個別的の自衛権を発動するのだといふことを申しておるわけでありまして、

○戸叶委員 集団的自衛の行使であるにもかかわらず、集団的自衛の行使でないといふように答弁をされようとするから、そこで私はいろいろな問題が起きてくるのだといふことを指摘せざるを得ないので。結局、日本に憲法があるから、集団的自衛権を行使することができない。もし、この平和憲法がなかったら、ほかの米韓、米比と同じように、集団防衛、集団自衛だといふことが言えるのじゃないですか、これと同じ文章でも、日本に憲法がある

からできないのであつて、そういうふうに言えるのじゃないですか。

○岸国務大臣 米韓、米華等の条約におきましては、御承知の通り、おのの——アメリカの側から申しますと、アメリカの領域またはアメリカが行政権を持つておる地域が攻撃された場合に、台湾や韓国がこれを援助するといふことになると思ひます。日本の場合は、この五条は、いかなる場合においても、日本の領土が武力攻撃を受けるのでありまして、領土外に出るといふ場合は絶対にないのであります。

従つて、いわゆる集団的自衛権で日本の領域外——相手国の領域がやられておるといふ場合に、これを自衛の義務において援助するといふ場合は含まないのでありますから、われわれが終始個別的の自衛権を発動すると言つてゐることは、これはほかの米韓や米華等の条約と比較して考えますと、はつきり出ておると思ひます。

○戸叶委員 今のお話を伺つてみましても、集団的自衛といふことをお認めになると、ほかの場合と同じように、日本の自衛隊が領土外に出なければならぬといふような場合が起るから、そういうふうにおつしやるのですけれども、そういうことはさておきまして、この条約から見れば、やはりこれは集団的自衛である。しかし、日本に憲法があるから、だから、この集団的自衛は認められないで、ああいう苦しい答弁をされてゐるのだ、こういうふうには私は解釈するわけではございません。

その問題の発展はあとで続けます。それに先だちまして、穂積委員から、この集団的自衛に關しての関連質問が

あるといふことですから、先にお聞きになつていただきたいと思ひます。

○小澤委員長 この際、穂積七郎君から関連質問の申し出があります。これを許します。穂積七郎君。

○穂積委員 先週の金曜日に、私は、本新条約が、ややとすると侵略的な軍事同盟の危険があるといふことを申し上げて、そして条約審議に入るといふ口で、自民党の御都合で中止になつてゐたわけですが、その留保いたしました大事な質問については、次の機会に私の質問として別にさせていただきますが、その中に関連いたしました、今の戸叶委員の質問の集団的自衛権の有無に關する点は、今までの本条約審議に於いてもいろいろ議論がありまして、非常に重要な点に觸れておりますので、関連をして、ただその点だけに限つて、この際お尋ねいたしておきたいと思ひます。

今の戸叶委員の御質問を繰り返すことになりまして、この前の私の質問でも、本条約五条を初めとする日本の自衛権なるものの法的な根源は、国連憲章五十一條によるものであるといふことは確認されたわけですが、その中におきましては、個別的の自衛権並びに集団的自衛権は差別されることなしに、個々の権利、インヘレントな権利として確認されて、本条約の前文の中に、そのことがそのまゝうたい込まれておるわけですが、ところが第五条の自衛権を行使する場合においては、日本に限つて個別的の自衛権のみの行使によるのだ、こういう御説明が今の御説明であつて、そして戸叶委員は、その理由は一休だにあるのだ、アメリカと同様に、日本もまた個別的並びに集団

的自衛権の両方を説明しなければ、もうこの条約は説明できないのではないかと、この点を指摘されて、そうして、アメリカには個別的自衛権と集団的自衛権と、ともに個々の権利としてどちらも使える、ところが日本は、個別的自衛権しか発動しないのだという、その法律上の理由は一体どこにあるのか。すなわち、憲法上の理由であると思ひますが、その点を一緒に一つ最初お答えしていただいて、その上で閣下質問に入りたいと思ひますから、岸総理大臣の解釈を承つておきたいと思ひます。

○岸国務大臣 第五条において規定しておりますことは、たびたび申し上げるように、また、明文上はつきりいたしてありますように、日本の施政下にある領域が武力攻撃を受けた場合であります。その領域がアメリカの基地である場合もありましよう。また、そうでないところも——大部分はそうではないのであります。いづれにしても、日本の施政下にある領域が武力攻撃を受けたことであつて、それに対して日本の自衛隊が武力を行使してこれを排除するといふ行動をすることは、まさに個別的自衛権の典型的な場合でございます。従つて、それをわれわれは行使するのであります。それ以上の説明をする必要はさらにないのであります。説明ができない問題でもあり、当然の本質的なことを私どもは申し上げておるわけでございます。

○磯田委員 非常に大事な点に觸れております。それでは、一体五十一條を受けて、この前文で「両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛権の個々の権利を有していることを確認し」となつておる。そうして第五條においては、日本国が攻撃を受けたというところは書いてありません。日本国の施政の下にある領域における、いづれか一方に対する武力攻撃となつてゐる。日本のみの軍隊に對する攻撃と。アメリカの軍隊に對する攻撃もこの中に入つておるわけですね。その場合はどういふことですか。そんなことどこにも書いてありませんよ。

○岸国務大臣 そういふ場合におきましても、日本の施政下にある領土が武力攻撃を受ける場合でございます。それ以上を出て、アメリカが攻撃を受けておる場合には、本条は適用ないのであります。

○磯田委員 それでは、アメリカが集団的自衛権を持つていて、日本が集団的自衛権を持つていないのは、憲法上の海外派兵ができないからであるというのが今までの御答弁として示されたのですが、この御答弁は、今日もお確認されておりますかどうか、何つておきたいと思ひます。

○岸国務大臣 日本の憲法としては、海外派兵をすることはできぬ、私はかように考へております。

○磯田委員 日本国憲法で個別的自衛権はあるけれども、集団的自衛権がない、また、海外派兵の権利はないということは、一体どここの規定によつておられますか。

○岸国務大臣 これは観念の問題になりますが、日本国も、独立国として、国連憲章五十一條による個別的及び集団的自衛権というものは、他の国と同様に私は持つておるものだと思ひます。ただ、日本は独自の憲法を持つておりまして、憲法の規定として海外に

派兵することはできない、日本の自衛権という、この九条というものが非常に限定された趣旨を持つておりますので、従つて、いわゆる他の国が、一般の国が持つておりますところの権利は持つておるけれども、それを他の国と同様に行使することはできないんだ、こゝういふふうに考へるべきものだと思います。

○磯田委員 私は、関連でございますから、実は、今の憲法解釈と国連憲章五十一條との関係と、それから新条約五條の発動の場合の解釈については、本質的に非常に疑義を持つておる。今の総理の解釈は誤つておると思ひます。その点については、私は先ほど言いましたように、きょうは関連ですが、留保いたしておきまして、一点だけ伺いたいと思ひます。しからば、第五條の日本の行動の発動が個別的自衛権によるものであるというならば、当然、この前の御説明でも明瞭であることと、国連憲章五十一條による急迫不正の武力攻撃が発生した場合のみに限られておるのですね。ところが、他の第三国からの日本領域内におけるアメリカの軍隊に対する攻撃が必ずしも不正でない、国際法上の正当性を持つた攻撃が行なわれた場合には、これは不正の攻撃ではありませんから、その攻撃に對して日本は個別的自衛権を發動してこれに應戦をすることはできない。そういうことが生じて参りまして、そうなりますと、第五條のアメリカの軍隊に對する攻撃に對して日本が防衛の義務を負うといふことはできない、個別的自衛権の発動では、これは行使することができないという結果になります。

○磯田委員 非常な大事な点ですね。ちよつとお尋ねいたしますが、日本並びにアメリカの行動が常に正当性を持つていて、日本並びにアメリカに對する攻撃が常に不正なものであるという独断は、一体どこから生まれて参りますか。これはかつての聖戰思想と同じです。どこに一体さういふ独断的な解釈を下す根拠がございまいしょうか。

○岸国務大臣 いかなる場合においても、国連憲章の趣旨からいいますと、武力攻撃というものは、こちらからしかけるべき問題ではないのであります。自衛権を發動する場合におきまして、武力攻撃が発生した場合にあり得るのであります。従つて、この五條におきまして、日本が武力攻撃を受けた場合でございます。われわれからやつていくわけではございません。そうして、武力行動といふものは、さういふ他から武力攻撃を受けた場合にこれを排除する場合においてのみ正当化されておる。それ以外の武力

行動といふものは、国連憲章においてはこれを正当化しておらないのでございます。私が今説明しておる通りだと思ひます。

○磯田委員 だから何つておるのですよ。日本並びにアメリカの軍事行動は常に正当なものであつて、相手国のこれに對する攻撃は常に不正なものであるという独断は、一体どこから生まれて参りますか。たとえば、仮想敵国としておられるソビエト、これも国連に入つて、あらゆる国と結んでおりますが、五十三條を法源とし、たとえば中ソ友好同盟条約でもさうです。さらにその行動を起します場合にも、国連加盟国として、ソビエトは当然五十一條の範囲内においてのみの行動にするという建前になつておるわけですね。さうであるならば、お互いに攻撃といふものはあり得べからざるものである。にもかかわらず、その場合において、彼またはわれの方においてそれを逸脱した侵略的な攻撃が事実上起こる可能性がある。さういふ場合があり得るわけですね。だから、さういふ不正な攻撃といふものは全然この世の中になんない、この世の中にある一切の攻撃は、どんな行為であつても、その攻撃は国連憲章にお互いによるものであるという形式論でやるならば、日本に對する攻撃も、また不正な行爲はないはずなんだ。日本またはアメリカの攻撃が正当な攻撃であるというならば、他の国連加盟国から日本またはアメリカ軍に對する攻撃もまた、必ず正当性を持つておると解釈せざるを得ないわけですね。

○岸国務大臣 問題は、武力攻撃を受けた場合、本条約の五條におきまして

も、また国連憲章の五十一条の場合におきましても、いかなる場合においても武力行動をすることが合理化されるのは、他から理由のない不正な武力攻撃を受けて、これを排除するために武力行動することだけが正当視せられておるのであります。それは何も共産国だけが不正な侵略をするとか、武力攻撃をするとは私は考えておりません。

いかなる場合も、あるいはいかなる国であつても、いわゆる先制攻撃、武力攻撃をまずやるのが不正だ、こうされておるのであります。従つて、この国連憲章の精神がほんとうに現実を守られるならば、世界に戦争といふものはなくなるわけです。それが望ましいことなんです。しかるに、(一)ところがある(二)呼ぶ者あり(三)あるとすれば——われわれの方からは、いかなる場合におきましても他を武力攻撃するといふことではないのであります。他から武力攻撃を受けた場合だけにこれを排除することがあり得るのです。そういふ不正な武力攻撃を日本に対して加えてくるものがなければ、条約の五条が発動する場合は絶対にないものでありますから、そういう意味において、われわれの行動は常に国連憲章に基づいて、国連憲章が認めておる武力行動しか日米はいたさないのであります。

○積極委員 それでは、日本またはアメリカ側、またはアメリカの同盟国である韓国、台湾、フィリピン等が不正の攻撃を加えた場合、すなわち、国連憲章五十一条の規定に反する行動を起したことを原因として戦闘行為が行なわれて、そして、向こう側から在日アメリカ軍またはその基地が攻撃された場合はいかがでございますか。その

不正の確認がされた場合は、そのときは集団自衛でやる以外にはないじゃないですか。

○韓国務大臣 いかなる場合におきましても、日本にある基地を離れて米軍がそういう攻撃をするということは考えられないのであります。その基地を攻撃するということは、いかなる理由があつても、私は、これを正当化する理由はないと思ふのであります。われわれの国土が、いかなる理由であらうとも武力攻撃を受けたならば、われわれが実力をもつてこれを排除して、これに対して日米が協力するということとは、われわれみずから自分の国を守るという固有の個別的自衛権で、日本の施政下にある領土が攻撃されるのですから、ちつとも差しつかえがないと思ひます。

○積極委員 関連質問でございますから、簡単にするために、今の誤った独断を反証するために、私は次の四つの例をあげて、一々に対して明快なお答えをいたしたいと思ひます。

まず第一番には、一九五八年の七月に行なわれましてアメリカのレバノンに対する出兵、これは当時の精密なる報告書が、われわれの手に元にもあり、皆さんも、外務省もよく御存じだと思います。これによりまして、アイゼンハワーは、五十一条の援用をきつて出兵を主張いたしました。そのときではアメリカとレバノンとの間における相互援助条約というものはない。ところが、レバノン政府が、アラブ国から武力的な侵略を受けたから、われわれを援助してもらいたい、こういう要請があつたから、五十一条による集団自衛権によつて出動するんだということであつたわけなんです。このことは、レバノン政府からも国連安全保障理事会に直ちに報告が行なわれて、安全保障理事会は、それに対して、調査と監査の意味をもつて国連の監査団を派遣いたしました。調査いたしました。そして調査した結果、アラブ連合からは、レバノンに対して何ら侵略的な行為はないという事実が明快になり、そして五十一条を援用して出動いたしましたアメリカのレバノン出兵というものは、国連憲章違反であるという判定が行なわれた、こういう事実がござい

ます。この事実がレバノンであり、その他の地域において、今、この新条約の中の極東地域の他の地域、または極東地域の安全に影響を与えると皆さんが説明しておられる極東近接地域において、こういう事実が行なわれまして、場合に、アメリカの行動は、後の判定になりますけれども、主観的には五十一条の集団的自衛権発動による、日本もまたそれを認めて、同時に相互防衛行為に入る、そのときの行為は個別的自衛権と称するわけです。ところが、客観的に、かつ後に判定されるものは、そのアメリカの武力行為は、自衛権発動の限界を割つたものであるという判定が下されたそのときに、向こうから米軍に対して攻撃が行なわれ、日本の米軍が日本が個別的自衛権を発動したとき、急迫かつ不正の攻撃として、個別的自衛権をもつてこれに対応すること

はできない。この具体的な事実に対して一体どういふ解釈をされるか、これが第一点。一括して伺いますから、よくメモをして置いて、あとでよくお答えをいただきたいのです。

それから第二は、米韓、米タイ、米比の各条約によつて、韓国が北朝鮮に対して侵略的行為または原因不明の——具体的な戦争の場合には、原因はあとなつて調べてみなければわからない、こういう原因不明の場合が多いのです。さらに、わかつていても、たとえばかつてこの柳条溝であるとか、蘆溝橋事件のように、こちらからやつて、向こうから発砲したのだという、でつち上げをする場合もあり得るわけですね。そういう場合に、アメリカが、集団的自衛権によつて韓国または台湾の援助行為に出たり、それに対して中国またはソビエトから攻撃が行なわれた、あるいは北朝鮮から攻撃が行なわれた、そのときも、不正ではござい

ません。この具体的な場合にはいかがでございますか。

それから第三は、竹島に對しまして、この前、民主社会党の委員の方の質問に対する回答であつたと記憶いたしますが、他党のことでもございまして、閣下質問はいたしませんでしたが、新条約発効後あつた事態が起きたならば、日本は、第五十一条の発動によつて行動を起こす、こういう説明を總理はされたわけですね。そのときに、一体そういう行動が行なわれた場合に、アメリカ軍は日本に、第五十一条によつて共同防衛の義務を負うわけですね。そこで日韓の間で戦闘行為に入る。それから、アメリカは、米韓相互援助条約によりまして、韓国軍に對してもまた共同防衛の義務を負うわけですね。すると、同じ一つである、私がこの前申しました太平洋軍に属する韓国側

の米軍と日本側の米軍が、一体そのときにどういふ措置をとるのか、両方に加担をして、一緒に戦争をするのか。それから第四の場合、これは先ほど言いましたように、およそ戦闘行為といふものは、現地においてトラブルから発生するわけですから、原因不明による戦闘状態に入る場合が非常に多い、そのときに直ちに判断するわけにいかない、両方とも、正当なる個別的自衛権または集団的自衛権の発動だと言つて、不正を相手に転嫁して、その説明に立つて、両方ともが、急迫かつ不正な攻撃が行なわれたから自衛行為を行なうのだという説明を出すでしやう、そうして戦う。そういう場合に、そういう建前で米軍が巻き込まれた場合、そのときに一体その攻撃は不正であるから、調査まで日本は、第五十一条の発動は差し控えるのか、こういう態度をおとりになるのか。われわれの解釈では、その場合といへども、第五十一条の相互防衛の義務を免れるものではないから、いふに私どもは解釈せざるを得ない、そこに非常に危険と無理が生ずるので、その場合におきましては、あらゆる場合を——四つの場合をあげてみて、これはすべて不正の攻撃ではございせんから、その場合におきましては、日本の行動といふものは、集団的自衛権の発動という説明をしなれば、とうていこの行為を正当化すといふわけにはいきまい、こういう非常に無理のある第五十一条であるといふふうに、私は五十一条の関連において解釈するわけです。それに対して、一々はつきりお示しをいただきたいと思ひます。

○藤山國務大臣 第一の場合は、若干事実が違つておると思ひます。レバノンの国内に内乱がございまして、その場合に、外部からの教唆がある、武器の輸入がある、非常に危険な状態にあるといふことで、レバノンは、国際法上に認められております主権者の要請が、アメリカに対して行なわれました。そうしてアメリカは、これに対して出兵をいたしたわけでありまして。同時に、国連にもその事実を訴えたのでありまして、国連が国境監視団を出したことは、御承知の通りであります。そうしてアメリカはレバノンに出兵をいたしまして、はたして外部からほんとうに攻撃があるならば、おそらくレバノンとアメリカとは、集団自衛権を行使してございましてよろしくけれども、そういう事実がなかったら大きな事実があつたことは事実であります。そういう状況でございまして、お話しのような事態は起こらなかったわけでありまして、そういう事態において、あまりアメリカが長く駐兵することは、好ましいことではないといふのが国際世論でございまして、アメリカが引き上げられるような事態に持つていったわけでありまして、今お話しのような事態とは、事態が違つておりますし、また、事実をいうことはございせん。

また、第二、第三の場合は、韓国が、何か不正な北朝鮮に対して、侵略を行なうといふことが前提のようでありまして、私は、そういう前提はあろうとは思ひませんが、しかし、集団安全保障といふものは、今まで総理も説明しておられますように、必ず攻撃が―――国連憲章五十一條における場合

には、不正な攻撃があつた場合であります。従つて、アメリカが、集団安全のための集団的な自衛権を行使する場合は、そういうような場合だけ行使することは当然でございまして、従ひまして、そういう事態が起こつて参りましたときに、何か日本が巻き込まれるといふような関係は起こらないと思ひます。でありますから、われわれは、そういうことの例証はあり得ないのだと思つております。また、韓国と日本との間に何か事が起こつたときという御想定でございまして、これは、先ほど申し上げたように、どちらかの国が不正な行動をしたといふような場合で、その攻撃をした国は集団安全で助けられ、攻撃された国は集団安全で助けられ、攻撃された国を助けるのが、集団安全保障の建前から当然のことであると思ひます。日本の場合におきましては、むしろ日本が攻撃されるという事となつてありまして、そのことによつて日本が自衛権を行使するといふことであつて、アメリカが、今申し上げましたように、他の場合に集団安全保障の条項にびつたり合つた集団安全自衛権を行使してございまして、そのこと自体が日本を攻撃する理由には相ならぬのでありまして、そういう意味で明確だと思ひます。

○穂積委員 関連でございまして、次に留保して、戸叶委員の質問を續けていただきますけれども、今のお話は、レバノンの出兵は、これは明確に五十一條の乱用したケースであると判定が下されたわけですね。ただその場合に、アラブ国との間に戦闘行為が行なわれなかつたからよろしうございしますけれども、戦闘行為があり得る

わけなんです。戦闘行為が、あの場合になかつたからといつて、極東の地域において、アメリカの今の誤つた同様の行動が行なわれて、戦闘行為が起きないとは限らない。その場合に、総理は、アメリカの行動は常に神のごとく聖戦である、こういうふうな一体何を理由にして弁護されるのか知りませんが、そうでないといふ事実が、終戦後のこの事実においても行なわれておる。また、一九五〇年の、マッカーサーが北朝鮮に攻撃を加える、東北地区、昔の満州地区まで攻撃を加えるといふのを、イギリス外相のモリソンが努力によつて、これを食い止めたことができた。また、イーデンの回顧録を見ても、五四年に、同じく南ベトナムのディエンビエンフーが北ベトナム軍によつて落とされるときに、この出動を計画してイギリスに働きかけておる。終戦後でありますけれども、こういう過去におけるあやまちを犯しておるアメリカでございまして、その事実がありながら、しかも、一九五八年のレバノンの出兵のときには、明らかに国連の正式機関によつて、これが権利の乱用であると判定が下されておるのです。にもかかわらず、その行為はすべて聖戦である、それに敵対行為を持つものは全部不正である、こういう説明は、一体どういふわけのできるのか。それからさらに、先ほど私が一々例をあげまして申し上げました二カ国の条約、あるいはまた、原因不明のトラブルによる戦闘行為の場合、これらはすべて相手国のみ不正である、急迫かつ不正な行為であるといつて、個別的自衛権をもつてこれを説明することは、とうてい困難だと思ひます。

私はこれだけ指摘いたしましたので、答弁を求めて、その答弁の模様によりましては、あと質問を留保いたしましたので、ただいまの関連質問は終わることになりますから、どうぞもう一度、その点、違法性についてお答えをいただきます。

○藤山國務大臣 レバノンの問題のときには、アメリカのアイゼンハワー大統領の議会に対する声明が明らかにいたしておるのであります。レバノン政府よりのこの要請に答へ、この要請といふのは、「レバノンの保全と独立に対する合衆国の関心を示してほしい」との緊急要請を受領した。この大統領の要請は、レバノン全閣僚の同意によつて行なわれたものである。そして、その前提のもとに、「合衆国軍部隊をレバノンに派遣し米国人の生命の保護に当らしめるとともに、レバノンの主権及び安全の維持に關しレバノン政府を援助させることにした。これら部隊は戦闘行為を行つたために派遣されたものではない」と、はっきりとたつております。同時に、これらのとつた措置は、国連安保理事会の緊急會議に報告する。国連憲章が認めておる通りに、集団的自衛は固有の権利である。その精神に沿つておるのであつて、戦闘行為をしない。將來もしそういうような、レバノン政府が国境外から侵された場合には、それは、今のようないふ集団安全保障の話し合いのもとに、発動されるときがあつたと思ひます。そういう状況でないときに派遣されておるのであります。この声明で明らかであると思ひますのであります。

○戸叶委員 今の穂積委員との質疑応答を聞いておりましたも、結局この五條は、日本にも集団自衛の権利はもちろんで、それとしてまた、義務も負つておるのだけれども、日本は、憲法の規制によつてそういうことが言えないのだとか、あるいはそういうことが、實際問題としてワクをはめられていて、できないのだといふような悩みを、そのままそっくりおしやれば問題はないのに、そういうことを内蔵しながら、ああでもない、こうでもないといふおられるところに私は問題があると思ひます。

そこでこの具体的なM S Aの協定を審議していた當時のことを思い出しますと、昭和二十八年六月三十日、参議院で元の閣外務大臣はこう言つておられます。「私は日米安全保障条約は、形は普通の集団的安全保障条約ではないけれども、併し一種の変態的ではあるけれども集団安全保障の一つの形式だと思つております。従つて日米安全保障条約にいろいろな、つまり直接の侵略に対してはアメリカ軍が當る、国内の防衛については日本の保安隊等が當る、この集団安全の形は当然日本としても引受けておることであり、又これをもちとよく運用するように努力することは当然前だと思ひます。」もつと完全な集団防衛の形にしたいといふことの希望を持っておられたのであります。このときに、M S A協定を受けられたときに、M S Aの協定が、軍事援助か経済援助かといふことで大へんもめた。ところが、その場合に、経済援助だといふことを強く押し出したために、今ある安保条約といふものは、これは集団自衛の形でいくのだといふ

うなことをおわけておるわけであり
ます。もつと完全なものにしたいのだ
ということを、はっきり言っておるわ
けです。そういうのを今ごまかそうと
されるから、いろんな問題があるのだ
と私は思うのです。

○岸国務大臣 戸叶委員の御質問であ
りますが、集団安全保障の体制とか、
集団安全保障というものと、集団的自
衛権ということは違います。それを
混同しないようにお願いしたいと思
います。

○戸叶委員 それはその通りなん
です。それはよく知っております。た
だ、この場合に、この前の例を私が言
わなかったからですが、このときの岡
崎さんの言われるその内容というの
は、この集団安全保障の形の中で、特
に五十一條の内容を持っておるとこ
ろの武力攻撃に対して行動に入る、そ
の集団自衛権の考え方を述べたの
で、私はこれを援用しておるわけ
です。しかし、直接その言葉がうまく
当てはまっておりますから、私はもつ
と先へ進んで、そのことを追及して参
りますけれども、一体日本では、今岸
さんがおっしゃいますように、これは
決して集団的自衛権の行使ではない
、こういうことを言っておられます
けれども、一体アメリカでは、日本の
こういふ考え方に對してどういふ
の外国では、一体どういふふうにこれ
を考へておるのか、この点を伺いた
いと思ひます。

○藤山国務大臣 國際的に、國連憲章
の集団安全保障、集団自衛権を持つて
おるといふことが認められてること
は、當然であります。しかし、この条約

第五條に、「施政下にある領域となつ
ておる以上、集団自衛権を援用しな
くとも、日本の個別的自衛権だけで説
明できるというものは、アメリカも十
分承知いたしております。

○戸叶委員 私、さっきのこと、少
し言葉が足りなかったと思ひます。す
けれども、集団安全保障体制には、五十
一條と五十三條と両方あるわけであ
る。五十一條の方を援用して岡崎さん
が言われたものでしたら、私はそれをこ
こに引いたわけであらう。このことは、あ
とからもう少しはっきりさせますけれ
ども、さらに、今の安保条約を交渉す
るときにさへも、日本の防衛の義務を何
とかしてアメリカに負わせたい、こ
ういふ努力が払われたというよ
うないきさつを御存じでございます
か。

○藤山国務大臣 今の安全保障条約が
できましたときに、どういふふうな状
況であつたかといふことは、私よく存
じております。

○戸叶委員 外務大臣、現行の安保条
約を今新安保条約に変えようとするわ
けですね。だとするならば、今の政府
の責任者は、現行安保条約がどうい
う交渉のもとにできたか、そしてまた、
どういふ形で改正されようとするの
か、そのくらいのことを御存じなかつ
たら、とても私も審議できないじゃ
ありませんか。

○藤山国務大臣 いろいろ、われわれ
は、現行安保条約の大局的立場におけ
る検討はいたしております。しかしな
がら、こまかい一々の点について、私
の能力にも限りがございますから、そ
う全部を知つておるといふわけではあ
りません。しかし、その精神から見ま

して、われわれとしては、あの占領軍
が撤退するといふような、平和条約が
できるというよりな時期でありました
ので、そういう状況下における事情等
については、われわれも承知いたして
おります。

○戸叶委員 それでは、私申し上げま
すけれども、現行の安保条約を作ると
きに、非常に日本の外務省としてが
んばつたのは、前文にでもいいから、何
とかして、日本国に對する武力攻撃
は、太平洋及び合衆國の平和と安全に
影響するものだからといふことを認め
させようとしたのだけであらう。どう
してもそれに対してはアメリカが応じな
かつた。なぜならば、自衛力がまだ少
なかつたからです。それからまた、も
う一つの点からは、沖縄に對する武力
攻撃が発生したときは、日本にあるアメ
リカ軍隊は軍事行動をとることになる
のだ、そういうような場合に、日本は当
然アメリカの軍隊の作戦基地となるの
だから、日本はアメリカの行動に協
力せざるを得ないことになる。そうし
た場合に、日本の協力、これは非常
に少ないものであるかもしれないけれ
ども、アメリカとの相互援助關係にな
るわけだ、こゝういふ關係に基礎を
与える手がかりとする、そういう条項を
設けておくべきじゃないかといふ趣旨を
述べられたのでございませう。ところが、
当時の交渉者の人たちは、日本憲
法のあるそのもとで、また当時の日本
が持つていた貧弱な自衛力でも、日本
区域の安全維持のためには、合衆國と
集団自衛關係を設定することは可能で
ある、合法であると考えていて、それを
何とか先方に認めさせるように努力を
した。今とは全く對照的な考え方であ

るといつて、当時交渉をした一人の西
村条約局長が、その著書の中で述べて
いるのでございませう。當時でさえも集
団自衛の考えがあつたのに、今になつ
てこれを否定されるというのは、一体
どういふことなんですか。はつきりと
やはり集団自衛の義務といふものをこ
こにうたつたんじゃないかと私は考へ
るのですが、念のために伺ひたい。

○藤山国務大臣 今、私も新条
約第五條の正確な解釈を申し上げてお
るのであります。施政下にある領域
と限定しました以上、日本の個別的な
自衛権でも十分説明できるので、
いふて集団的自衛権を援用する必要は
ないと思つております。

○戸叶委員 當時の西村条約局長がそ
ういふことを言つたときに、アメリカ
は、それに対しては、まだ日本には、
集団自衛の考え方をさせるには、自衛
力が十分ないんだといふことで、そ
うしてそのままだつたわけであらう。
今度アメリカがそういうことを言つてきた
のは、そのときが根拠になつて、今度
ははつきり条約の中で義務を持たせて
きた、こゝういふふうに解釈できない
でしょうか。日本で、政府の方から言
うならば、集団的自衛の立場をとるの
だけけれども、憲法があるからさうい
うことはできないのだ、しかし、これは
集団的自衛なんだといふことをおっ
しゃつてもいいじゃないでしょうか、
いかがでしょうか。この間、高橋条約局
長は、ちよつとそれに似合ふやうなこ
とで、何とおっしゃつたのですか、この
間の答弁のときに、特殊な条約でござ
いますといふやうなことを言つておら
れるのでございませうが、特殊な条約と
いふのは、結局はそれをおっしゃるの

じゃないですか。この点を岸首相にお
尋ねしたいと思ひます。

○岸国務大臣 私が先ほど申し上げ
ておる通り、政府としては、この解釈
はその点において少し食い違ひない
のであります。繰り返して申し上げます
と、要するに、日本の施政下にある領
土が武力攻撃を受けた場合に、それが
米軍の日本基地でありましようとも、
そうでなかつても、当然日本の個別
的な自衛権の発動として、その武力攻
撃を排撃するために自衛隊が行動する
といふことは、いわゆる集団自衛権と
いふ觀念を持つてこなくて十分に説明
つくことであり、日本としてはそれで
たくさんだといふのが、私どもの解釈
でございます。これに反して、アメリ
カの方から言へば、アメリカ本来の領
土でもございませぬし、日本へ来て、
日本が攻撃された場合において行動す
るのでありますから、集団自衛権の觀
念を持つてこなければ説明できません
けれども、日本は、日本の領土が、い
かなる場合におきましても武力攻撃を
受ける場合、個別的な自衛権の発動と
して考へてちよつとも差しつかえない
ことであり、それ以上考へる必要はな
い、こゝう思つております。

○戸叶委員 アメリカは、日本との交
渉で、それで了解しているわけなん
ですか。おそらく、日本とアメリカとの
交渉においては、集団的自衛の權利も
義務もこの五條であるのだ、しかし、
それを日本の憲法といふものが規制し
ていて、そして行使するだけの手段と
いふものはないのだけれども、しか
し、集団的自衛の權利義務はこれであ
るのだといふことのように了解して、

この交渉をなされたんじゃないでしやうか、もう一度私は伺いたい。

さらに、高橋条約局長にお伺いしたいのですが、たしか高橋条約局長は、その当時、条約局長の課長が何かをしていらしたと思うのですが、そういうような交渉のいきさつから見て、今日のこの国会における無理な答弁から解釈しても、やはり日本は、ほかの国とは変わっているけれども、集団自衛の観念であるというふうにお考えにならないか、この点を伺いたいと思います。

○林修(政府委員) ちよつと先に、私からお答えさせていただきます。

この条約第五条についての日米間の了解は、お互いに、いかなることを第五条においてやるかという内容でございまして、それが個別的自衛権ではないけれども、集団的自衛権でなく、ちよつとけいねいのだとか、あるいは集団的自衛権でなく、個別的自衛権だということ自身、別に日米間でそれを云々すべき問題ではないと私は思います。日本はいかなることを宣言し、アメリカはいかなることをするということとを、約束したということ自身が問題でございまして、そのこと自身を、いかなる法律上の観念によつて説明するかという問題で、その説明は、先ほどから総理が仰せられたように、日本に關しては個別的自衛権をもつて説明できることである、その範囲内のことしかこれは書いてない、こういうことでございまして、こういう問題について、こういう問題を、学者は、あるいは集団的自衛権というような言葉を使う学者もございすけれども、少なくとも、私どもは、集団的自衛権ということとを援

用しなければ説明できない問題ではない、個別的自衛権をもつて十分説明できる範囲のものである、かように考えておるわけでありまして、条約の内容自身が、集団的自衛権をもつて説明しなければできないということになっていれば、これは別問題でありまして、私どもは、当然に個別的自衛権をもつて説明できる範囲のものである、その範囲のことについては、日米間に十分に了解がついてゐるわけでありまして、別に問題は無い、かように考えます。

○高橋(通)政府委員 先ほどの御指摘の点でございまして、いわゆるこの条約が特殊とか、特別の条約であると申します意味は、通常考えられております相互防衛条約と申しますか、相互援助条約というものではない。すなわち、アメリカは日本の領土を守るし、日本はまたアメリカの領土を守る、そういう意味合いにおいて、相互防衛のこの条約は、通常の意味における相互援助条約とか、相互防衛条約ではないという意味でございまして、しかし、その反面、それは本来はそうしたいんだが、そうすべきであるが、しかしながら、憲法の範囲内でできないんだというところになりますと、ちよつと問題は別だと思つております。すなわち、われわれといたしましては、アメリカとの交渉の間、終始日本の憲法という範囲内でこれをやるのであるというふうな了解のもとにこの交渉が進められて参つたわけでございますから、初めから、当然、日本の領域のもとにおけるこの種の条約を結ぶのであるという了解のもとにこれが進んできて、その

通りになった、こういうわけでございます。(明快と呼ぶ者あり)

○戸叶委員 私は、この問題は少しも明快じゃございません。私にとつては非常に不明快です。わからぬので、その問題をもう少し追及したいのですけれども、時間がありまじいのですけれども、時間がありまじいので、その先へ進みたいと思ひます。さらに、この協定が軍事協定であるか、軍事条約であるかどうかということに対して、この間、穂積委員が、いふんな定義をあげまして質問をされました。ところが、それに対して岸首相も、これは軍事条約ではないと、はつきり言つておられるわけでございますけれども、軍事条約であるといふことは、すでにMSA協定を結ぶときに、はつきり言われてゐるわけでございます。ところが、答弁の方では、その当時におきまして、非常に氣をつけて答弁をされております。たとへば、日本がMSA協定を受けるに付いていかなる義務を負わなければならぬかというふうな質問に対して、アメリカの方では、ツリーフルフィル・ザ・ミラタリー・オブリーゲーションズというふうに、はつきり軍事的な義務という言葉を使つておりますけれども、日本の政府がそれに対して答弁をするときには、日本が負わなければならぬ義務というものは、というので、翻訳の方では、軍事的なという意味を削つてゐるというふうな答弁をされております。そのことを詳しく私は申し上げるはずでございましたが、きよりは時間がないので割愛いたします。ともかく、そういうふうな日本の政府は非常に注意をしておりますけれども、アメリカの方は、軍事的な義務を負うというふうな、軍事的という言葉をはつきり使つてゐるわけでございます。そこで、昭和二十八年の六月二十日の外務委員会では、当時の条約局長であつた田中さんがそこにいらつて、いふまじいけれども、「日本が締結しております広義の軍事条約」といふことは、御指摘の通りに安保条約があるだけでございまして、この安保条約は、いかに解釈しましても、それから日本が出兵の義務を負うものでないことは御承知の通りでございます。これはその通りですね。それは二条とか、五条がまだ入つておられないところの安保条約をさして言つておられるわけですよ。さらに、おっしゃつたことは、「安保条約よりも一歩進めたような軍事条約の締結は必要でない」といふのが、私ども事務当局の研究の結果になつております。こういうふうな言われているわけですね。これでも安保条約は軍事条約ではないとおっしゃるので、しよるか。安保条約が、一番軍事的な内容があつて、これ以上の軍事条約を締結する必要がない、こういうことを答えていられるわけなんです。これはどうなんですか。

○岸国務大臣 ちよつと、あるいは私はそれはそういう意味で申し上げてもおりませんし、おそらく速記録にもそうなつていないと思ひますが、これが軍事的内容を持つてゐる条約というふうな意味において、軍事条約であるかどうかというふうなことが議論されたわけではありませんが、軍事同盟という言葉が、たしか穂積委員から質問があり、それに対する定義をあげられて、それに当たるものじゃないかという意味に對して、私は、そういうふうな意味に

を負うというふうな、軍事的という言葉をはつきり使つてゐるわけでございます。そこで、昭和二十八年の六月二十日の外務委員会では、当時の条約局長であつた田中さんがそこにいらつて、いふまじいけれども、「日本が締結しております広義の軍事条約」といふことは、御指摘の通りに安保条約があるだけでございまして、この安保条約は、いかに解釈しましても、それから日本が出兵の義務を負うものでないことは御承知の通りでございます。これはその通りですね。それは二条とか、五条がまだ入つておられないところの安保条約をさして言つておられるわけですよ。さらに、おっしゃつたことは、「安保条約よりも一歩進めたような軍事条約の締結は必要でない」といふのが、私ども事務当局の研究の結果になつております。こういうふうな言われているわけですね。これでも安保条約は軍事条約ではないとおっしゃるので、しよるか。安保条約が、一番軍事的な内容があつて、これ以上の軍事条約を締結する必要がない、こういうことを答えていられるわけなんです。これはどうなんですか。

○岸国務大臣 ちよつと、あるいは私はそれはそういう意味で申し上げてもおりませんし、おそらく速記録にもそうなつていないと思ひますが、これが軍事的内容を持つてゐる条約というふうな意味において、軍事条約であるかどうかというふうなことが議論されたわけではありませんが、軍事同盟という言葉が、たしか穂積委員から質問があり、それに対する定義をあげられて、それに当たるものじゃないかという意味に對して、私は、そういうふうな意味に

○戸叶委員 それでは次に、極東における國際の平和と安全の問題に移りたいと思ひますけれども、この委員会では、日米安保条約がほかの条約と違つてゐることの、一つは、この防衛区域といふか、条約区域といふか、防衛区域といふものがあつて、それと別に、米軍の行動範囲が定められてゐる、こういうふうな条約区域と、それから使用区域といふか、防衛区域、広い範囲が定められてゐる、こういうふうな二つの地域に分けてある条約は、ほかになんというふうな念を押しましたところ、そうだとすることを答へられたわけでございますけれども、どうしてこういうふうな形をおとりにしたのか、これを伺いたいと思ひます。

○藤山国務大臣 条約の区域は、御承知の通り、はつきり施政下にある区域

における軍事同盟というものではないといふことを申し上げたので、この内容が、軍事に關する問題、防衛に關する問題がございまして、いわゆる軍事的な内容を持つた条約といふことまで否定したわけでは、私はつもりではなかつたのでありますし、おそろく速記録にもそうなつておると思ひます。そういう意味で申し上げたことを御了承願ひたいと思ひます。

○戸叶委員 そうしますと、はつきりしたことは、この安保条約は軍事同盟ではない、しかし、軍事条約ではない、こういうことでございましてね。

○岸国務大臣 防衛に關する事項を含んでおりますから、そういう意味における軍事的内容を含んでおる条約であるといふことは、これは否定いたしません。

○戸叶委員 それでは次に、極東における國際の平和と安全の問題に移りたいと思ひますけれども、この委員会では、日米安保条約がほかの条約と違つてゐることの、一つは、この防衛区域といふか、条約区域といふか、防衛区域といふものがあつて、それと別に、米軍の行動範囲が定められてゐる、こういうふうな条約区域と、それから使用区域といふか、防衛区域、広い範囲が定められてゐる、こういうふうな二つの地域に分けてある条約は、ほかになんというふうな念を押しましたところ、そうだとすることを答へられたわけでございますけれども、どうしてこういうふうな形をおとりにしたのか、これを伺いたいと思ひます。

ということをおきめておるわけでありまして、その以外に、特定の区域をわれわれはきめておるというところはございません。ただ、極東の平和と安全及び日本の平和と安全が、両国の関心の的であるということについては、両国が共通に考えておるところでございます。その極東の平和と安全を維持するために、必要な限度において基地を提供しているということでございます。

○戸叶委員　ですから、結局防衛区域というものがあつて、あと極東における米軍が出ていくところの範囲、こういうふうに分かれてはいる。それはほかのこの種の条約にはない条約なんだ、こういうふうには、この前はつきり言われているわけでございます。その通りでございますし、高橋条約局長、はつきりこの前おっしゃつたです。

○高橋(通)政府委員　ちよつと補充させていただきますが、この種の条約は、確かに安保条約、新条約におきましては、日本の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するためという施設・区域の使用の許可の目的が、ここに掲げられているわけでございます。しかし、ほかの条約において類がないと申しますのは、ほかでは、こういう制限と申しますか、こういうのは全然つけられていないわけでございます。そういう意味合いにおきまして、この安保条約においてはこの制限と申しますか、目的が明瞭に掲げられているわけであります。

○戸叶委員　この条約で、こういうふうな文句が現行の条約にも、今度の改

正の条約にも設けられているわけですね。それがどういふふうにして入れられたかというよりないきつを調べてみますと、現行の安保条約が最初話に出たときには、日本国は、平和条約及びこの規定の実施と同時に、合衆国の陸軍、空軍及び海軍を、日本国内またはその付近に駐屯させる権利を許すし、合衆国は受諾する、この措置はもっぱら外部からの武力攻撃に対する日本国の防衛を目的とする。初めは、日本国の防衛を目的とするというふうに規定してあつたのが、その後、たとえば沖縄などの武力出動ができるようにしておかなければいけないのだということから、日本の安全に寄与するためには、これにそれに加えて、たとえば朝鮮戦争のようになるときに困るから、極東における国際の平和と安全のためにも使用することができるといふことを入れて、ここで初めて、アメリカ軍の行動範囲というものをきめたといふようないささかがあるわけでございます。従つて、最初、日本を防衛するための米軍の使用といふことから、今度の平和と安全のために行動するといふふうに変つてきたのであつて、今もその通り、変りないわけですね。

○戸叶委員　今のお考えとは、われわれは別なものでございまして、他の

条約にこういうようなことがないといふ。そういうことの関心がなければ、世界じゅうどこへでも行けるといふようなことになるわけでございます。それを今戸叶委員は、こつちから順繰りに広げていったのだと言われるのですが、われわれは逆なんです。こういうものがなければ、極東の平和と安全ばかりでなく、いわゆる世界の平和と安全に寄与することになるわけでありまして、それをわれわれとして、日本に駐留する米軍というものは、できるだけ狭い範囲の中でもつて行動をしようといふというふうな意味、つまり極東の平和と安全が大事だ、両国の関心を持っているところだといふ意味で解しているということに相なつておるわけでございます。

○戸叶委員　私は、こつちから広げていったと言ふのじゃない、アメリカの方が、そういうふうにしたので、それで極東の平和と安全を入れたのだといふことを言っているわけですね。最初の安保条約を制定する場合ですね、現行の安保条約を制定する場合、それを言っているわけですね。しかも、極東における国際の平和と安全を維持するためには、極東以外にも出られるといふことは、はつきりと先ごろの統一解釈でも言つておられるじゃありませんか。そうだとすれば、当然、これはそれを幾ら制限してみたくも、広い範囲に適用されるということになるわけじゃありませんか。

そこで、私はこの問題を少し何つてみたいと思ふのですが、米軍が、極東における国際の平和と安全に寄与するために、日本の国の基地を利用して行動することができるといふことに、こ

こでなつたわけですが、そういう行動が、はたして正当であるかどうかを認定するのは、一体だれであるかといふことが、問題になつてくると思うのです。国際の平和と安全に寄与するための行動は、米国の直接自衛権発動による行動ではなくて、国連憲章による強制行動または制裁行動であると私は考えます。従つて、この行動は、憲章の四十二条、四十三条には軍事的措置として、安全保障理事会は、第四十一条に定める措置では不十分であらうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍又は陸軍の行動をとることができるといふ行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。というので、軍事的措置がここに書いてあるわけですね。あるいはまた、五十三条を見ますと、強制行動が書いてある。安全保障理事会は、その権威の下における強制行動のために、適当な場合においては、前記の地域的取極又は地域的機関を利用する。但し、いかなる強制行動も、安全保障理事会の許可がなければ、地域的取極に基いて又は地域的機関によつてとられてはならない。というふうなことがずっと書いてあるわけでございます。四十二条と五十三条に基づくものでなければなりませんけれども、こういう場合には、当然に安全保障理事会の決定によらなくてはならないのでございまして、日米安保条約の六条にいうところの、極東における国際の平和と安全に寄与するための行動といふものは、以上のような国連憲章の手續に従

うことを絶対的に要件としなければならぬと考えなければならず、どうですか。極東地域における米軍の自衛行動といふものと、極東における国際の平和と安全に寄与する行動といふものは、法的に全く性質を異にするものといわなくてはならないと思ひますが、これはいかがでございますか。

○藤山國務大臣　憲章の説明につきましては、条約局長からいたします。

○高橋(通)政府委員　お答え申し上げます。

第六条でございますが、第六条は、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、……区域を使用することを許される。」という、施設及び区域の使用、この許可の目的をここで掲げているわけでございます。従ひまして、この行動それ自体が、すなわち、寄与するためであるといふことを直接ここでいっているわけではない、これが第一点だと思つております。

それから、もちろん、お互いに条約当事国といたしまして、国連憲章のこゝろの考え方は、御指摘の点でございますが、やはり一般的に広い意味におきまして、国際の平和及び安全の維持に寄与するといふことは、当然であることであらうと思ひます。

○戸叶委員　今条約局長は、その目的をいふのであつて、行動が寄与することかなんとかいふのではないといふことを言われたわけですね。そこで、戦争中のことを思い出すのですけれども、東洋の平和のためというふうな、そういう旧軍閥の行動が実は非常に侵略的であつたといふことは、すでに皆さん御承知の通りでございます。こういうよう

うな勝手気ままな判断による行動を封
じるために、国連憲章は厳格な規制を
設けたと思ふのでございませう。こうい
ふふうな武力紛争によらない、紛争の
平和的解決のためには、憲章の第六章
にいうところの「紛争の平和的解決」、
第七章の「平和に対する脅威、平和の
破壊及び侵略行為に関する行動」と
いうことで規定をしているわけですが、
従つて、極東における国際的平和と安
全に寄与するという国連憲章に基づく
行動は、必ず国連安保理事会の決定に
よつてのみ許されるのであつて、アメ
リカとか、あるいは日本の政府が独
断でこの事態を決定して、行動するこ
とは許されないというふうな考えの
ですが、この点はいかがでございま
しょうか。

さらに、それに次いで申し上げたい
のは、先ごろの政府の統一見解を見て
おりますと、「この区域に対して武力
攻撃が行なわれ、あるいは、この区域
の安全が周辺地域に起こつた事態のた
め脅威されるような場合、米國がこれ
に対処するため執ることのある行動
の範囲は、その攻撃又は脅威の性質、
かにかかるのであつて、必ずしも前
記の区域に局限されるわけではない。」
こういうことをいっているわけですが、
ここで常識的に考えられることは、極
東に隣接する地域というものは中近東
だと思ふのです。あるいはまた、東南
アジアとか、そういうわけですね。そ
うすると、政府の統一見解によりまし
と、東南アジアを含むところの中近東
地域において、極東の平和を脅威する
という事態が発生した場合には、米軍
はその地域へ出動する、さらにその紛
争というものは、あるいは平和の脅威が

歐洲に波及するような場合には、米軍
の行動は歐洲にまで及んでいくという
ことが、理論的に可能になってくると
思ふのです。このことは、米タイ、米
比条約とSEATOと結びつき、さ
らにまた、これはアメリカ・パキスタ
ン、アメリカ・イラン、アメリカ・ト
ルコ条約にも関連して、終局的には、
今度はずっとNATOにまで結びつく
というふうなことになるわけであらう
とございまして、こういうふうな日米安
保条約の第六条によつて……

〔発言する者多し〕

○小澤委員長 静粛に願います。

○戸葉委員 これからが大事です。こ
ら、聞いていただきたいと思ひます。こ
のうちに、日米安保条約第六条によつ
て、米軍の行動というものは、非常に
世界的規模に拡大されることが考えら
れるわけですが、こういうふうにおそ
るべき規定が第六條と政府統一の見解
です。さらに、より身近な危険なこと
は、中共とかあるいは北ベトナムと、
これに隣接した極東地域の諸國で、米
國と軍事的に関連した諸國との間に、
紛争が起きた場合に、あるいはこのた
めに極東の平和が脅威されるような
場合に、第六條によるところの米軍の
軍事行動の対象というものは、当然に
中共になる。それからまた北ベトナム
になつてくる。しかも、この場合、極
東における国際的平和と安全に寄与す
るためというふうな、国連憲章がいう
理由を付けて、日本はこれを断る

示してある意思を明確にしたあとでな
ければならぬという規制条件を、こ
こに明らかにすべきではないかという
ことを考えるのでございませう。そこ
で、私が前に指摘した統一見解並びに
六條の極東の平和と安全に寄与するた
めというこの事項は、事実上事前協議
というものを無効にして、米軍の行動
を無制限に拡大させるところの巧妙な
抜け穴といわざるを得ないと思ひま
す。この条約がいよいよゆるぎある法とい
われるような根拠が、まさにここに存
するのではないかとこの点を私は非常
に心配するわけでございますが、この
点はいかがでございませうか。

○藤山國務大臣 今戸葉委員は、非常
に重大な解釈をされておるようでござ
いませうが、しかし、国連憲章を順守す
るということは、いわゆる軍事攻撃あ
るいは武力攻撃が行なわれた場合でな
ければ、それに対応して武力行使し
ないということが前提でございませう。
それからまた、総理がたびたび言われ
ておりますように、日本の基地を利用
して戦闘作戦行動に出る場合には、む
ろん事前協議にかかるとございませう
と、そういう点からおのずから限定さ
れてくるのであります。そういう意味
におきまして、今言つたような非常な
御心配があるようにお考えになつてお
るところは、われわれはそう考えてお
らぬのでございませう。

○戸葉委員 限定されている区域に限
られてあるということをおっしゃるの
ですけれども、限定されていないとい
う統一見解がありませうか。極東に
対する平和と安全に脅威がある場合に
は、極東外にも出られるということ
を言つておられるのです。そうなつてくれ
ば、どこまでもその行動の範囲とい
うものは制限されないということじゃ
ありませんか。極東というものがあつ
ても、それ以外の地域にも出られると
いうことを、はつきりこの統一見解で
言つていらつしやるべきではありません
か。それを今のような言葉でごまかそ
うとされることは、私は非常に間違
だと思ひます。現在、この極東の地域に
おいて紛争の可能性のある地域とい
うものは、中国なり、朝鮮なり、ベトナ
ムだと思ひます。これらはすべて本
質的には、国内事情にいろいろ問題
があると思ひます。そして憲章の第一條の
二項、第二條の七項の規定によりまし
たらば、読んでみまされども、「人
民の同権及び自決の原則の尊重に基礎
をおく諸國間の友好關係を發展させる
こと並びに世界平和を強化するため
に他の適當な措置をとること。」さらに第
二條の七項の規定で、「この憲章のい
かなる規定も、本質上いづれかの國の
国内管轄権内にある事項に干渉する権
限を國際連合に与えるものではなく、
また、その事項をこの憲章に基く解決
に付託することを加盟國に要求するも
のでもない。」と書いてあるのです
が、この規定によるならば、当該國民
の自主的に解決すべき問題だと思ひ
ます。従つて、これは国内の問題だ
と思ひます。もしアメリカがこれに介入す
れば、内輪の紛争というものが、解決さ
れるものも解決されないような状態に
なつてきてしまふ。国連憲章で確立さ
れた、今読み上げたような民族自主主
義とか、あるいは内政不干渉の原則と
いうものは、これはイデオロギーのい
かにかかわらず、順守されるべきも
のだと思ひます。特定國の嗜好に合

わなないからとかいうようなことで、国
連憲章の大原則というものを破つては
いけないというふうな考えののです。
また、イデオロギーの問題を國際的平
和と安全にかかわらしめるようなこと
をしてはいけないと思ひます。すなわ
ち、このような地域における紛争にア
メリカが介入すること自体が、国連憲
章上きわめて疑義のある点だと思ひま
す。たとえば中国問題に米國が介入す
ることについては、多くの國がこれを
疑問視していることは、これはおおよ
べくもない事実であつて、このこと
は、國連における中國代表権にかか
る投票の数が、如実にそれを裏証して
いるわけでございます。こういうことは
すでに國際世論にならうと思ひます。
この問題に對しては、米國の中國
問題介入というものが、たとえば金
門、馬祖に對して米軍が出動すること
が、無条件に侵略に抵抗する行動だ
というふうなことを断定することができ
るかどうか。あるいはまた、李承晩の
言動からして、再び三十八度線の近く
で武力の衝突が発生したときには、無
条件に李承晩の行動が正当であつて、
これを援助する米國の行動も國連憲章
に適合したものだ、こういうふうな簡
単に断定できるかどうか、これは非常
に疑問であると思ひます。こういう
点からも、政府の統一見解の、すなわ
ち、米軍の行動は、常に國際連合憲章
の認める個別的または集團的自衛権の
行使として、侵略に抵抗するためにの
みとられることになつていくという
うちに、米軍の行動に對しては何かさ
ういうふうな神がかり的に信じ込んで
いるような態度というものは、現在の國
際情勢の上から見ましても、また、國

際政治の見地から見ても、きわめて無定見な、戒めるべきことだと思ふのですけれども、今日の政府・与党の対米態度というものは、あたかも戦争中のドイツに対する狂信というやうなものを再びほうふつさせるやうな気が私はするわけす。南北戦争とか、南北ベトナム、金門、馬祖、あるいは台湾をめぐる紛争が生じた場合に、韓国とか、南ベトナム、台湾の側がいつても正しくて、これにつく米国の行動はいつも正しくて、かつ、国連憲章に基づいた行動であると判断されることができるとか、また、そう断定することが、日本として正しいかどうか、こういう点も念のために伺つておきたいと思ひます。

○藤山國務大臣 今国連憲章をお読みになりましたように、七項において、国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国連連合に与えるものではない、こういうふうに書いてございす。国内紛争というやうなもの、国内権限内に起こつたものが、国際的な紛争に拡大しないとは言へません。今おあげになりました三十八度線の例のごときは、明らかに国際紛争に関連したわけでありす。それでありますからこそ、国連が決議をいたしまして、そして国連軍を派遣いたしておるわけでございます。

○戸叶委員 今申し上げましたやうないろいろな観点から考えまして、そしてこの国連憲章の三十九条によつて考えてみても、三十九条にいう「安全保障理事会は、平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為の存在を決定し、並びに、国際の平和及び安全を維持し又は回復するために、勧告を

し、又は第四十一条及び第四十二条に従つていかなる措置をとるかを決定する。」、こういうふうな条項がありますように、平和に対する脅威とか、あるいは平和の破壊とか、侵略行為の存在というものを決定し、並びに国際の平和及び安全を維持し、または回復するための勧告をし、または四十一条及び四十二条に従つてどういふ措置をとるかを決定するのは、安保理事会の決定であり、安保理事会の権限であつて、米国の一方的な認定のもとに、ここに置かれるやうな国際の平和及び安全の維持に寄与するために行動するといふやうなことは、国連憲章無視といふことをいわざるを得ないし、また、そういうふうなことに對して、その行動を日本が事前協議なら事前協議で同意をするならば、これは一緒に国連憲章に對する違反共犯者になるのじゃないか、こういう点をおそれるものではないけれども、その点はどうかと思ひます。

○藤山國務大臣 国連のメンバー・ステートは、それぞれ世界の平和の維持というのに関心をもち、それに協力して参りますことは、国連のメンバー・ステートとして当然のことでございます。国連憲章の命ずるところでございます。そしてその限りにおいて、集団的な安全機構といふものも認められております。あるいは五十二条によつて、地域的取組みといふものも認められておるわけでありすから、平素そういう機構を持ちまして、そのこと自体が、国連憲章に違反はしておらないのでございす。それが發動するやうな状況になつたといふときには、武力攻撃がございすか

ら——しかし今お話のように、武力攻撃に對する判断といふものは、われわれとして、武力攻撃があつたときにそれを排除する、その攻撃を排除して、直ちに安保理事会に通報して、安保理事会の決定を待つのでございす。その措置によつて、それをどういふふうに取り扱つていくかといふことをきめるわけでございますから、決して国連憲章に違反してゐるものではございせん。

○戸叶委員 私が先ほど来申しましたように、極東における国際の平和及び安全といふやうなものの判定といふものは、アメリカとか日本とか、そういうところができるものじゃないと思ひます。やはりこれは国連によつて判定されなければならぬと思ひます。けれども、それをアメリカなり日本がする、こういうふうにお考えになるのでしょうか。

○藤山國務大臣 別に極東の平和と安全を判定してゐるというのではございせん。今申し上げましたやうに、国連加盟国としては、世界の平和といふものをみんな念願して、あるいはどの部分においても紛争が起こらない、平和があるといふことを、国連の加盟国としてはみんな持つてゐる責任がございす。そしてその責任を遂行する意味におきまして、五十二条の地域的取組みとなり、あるいは集団的安全機構といふものが、平素からあり得ることと認められておるのでございす。それによつてメンバー・ステートとしてのできるだけの責任を尽くしていくわけでございます。でありますから、現在、どういふ判定をするのだといふ

問題ではないとわれわれは考えております。

○戸叶委員 それでは、この前文にいうところの「極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し」といふ言葉と、それから第四条にいうところの「極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときは」といふこの二つと、それから六条にいうところの「極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため」といふのと、これは全く同じものでございすか。同じ意味で使つてゐるのでしょうか。

○藤山國務大臣 同じ考え方で使つております。

○戸叶委員 私はそう考えないので。というのには、前文におけるところの「極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有すること」といふのは、これは極東の国際の平和と安全のために共通の関心を持つのだという、一般情勢に對しての判断をし、判断をしようとする手だと思ひます。そしてまた、この第四条にいうのは、「日本國の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときは」といふやうに、そのときは協議をするのですから、脅威が生じたか生じないかという協議である。ところが六条になつて参りますと、この「国際の平和及び安全の維持に對して寄与するため」に、實際において行動に移つていく実体を伴ふものだと思うのです。そうなつてくると、やはりこの六条の場合と、前文、四條の場合とは、その内容が違つてくるのじゃない

かと思ひますけれども、いかがでございしょうか。

○藤山國務大臣 違つておりませんし、六条の解釈は、先ほど条約局長が申し上げたところで明らかな通りでございまして、同じ観念で終始いたしております。

○高橋(通)政府委員 この六条の点でございますが、国際の平和及び安全の維持に寄与するために、区域を使用するといふことを許しておるのである、そのやうな目的をこゝで掲げておるわけでございます。

それから、しばしば御指摘の点でございますが、たとえば第七章における安保理事会の行動でございますが、これは平和に對する脅威、破壊、侵略行為が現実に起きまして、それを侵略行為である、または平和の破壊であるとして、平和の破壊者に對して強制行動をする、そういうやうな個々の具體的な行動をする場合に、このやうな強制行動をするのは、安保理事会がもつぱらやる点であるといふことを、これは第七章がはつきりうたつておるところでございます。また、それに対する例外としましては、今第五十一条の自衛権の行使でございす。これは、これも自衛権の行使は必ず安保理事会に報告して云々という制限がついた上で、このやうな自衛権を行使するわけでございます。すなわち、個々の行動のための規定をこゝでおののけて考へておるわけでございます。第六條は、このやうな一般的ないわゆる国際の平和及び安全の維持といふことをわれわれは頭に描いて、この条文がき上がったおるわけでございます。従ひまして、この個々の行動をどうする

かという問題は、これはまた別の問題、と申しますのは、だからといって安全の維持に寄与しない云々という問題じゃございませんが、第六条で掲げているのは、第七章の関連で、御指摘のような意味合いではないというふうに考えております。

○戸叶委員 この点は、私と今の政府との考え方が違ふわけで、もう少し私の方もよく研究してみたいと思いますし、政府の方でもその点を考えていた方がいいと思います。

私は、次に、沖縄問題に少し入っていきたく思います。沖縄につきましては、ここに日本国との間の合意議事録があるようでございます。そこで、この合意議事録に入る前に、お伺いしたいことは、沖縄がどどん軍事基地化して参りました、沖縄の島民も、新しいナイキの基地を作ることには反対をするというふうなことも、先ごろ新聞に出ておりましたし、それからまた小笠原につきましても、昭和二十九年の二月十日に、この外務委員会におきまして、いろいろと当時の小笠原の事情を述べております。その当時の参事人の意見を聞きまして、昭和十九年の四月に、日本の軍事上の理由によつて、全島民の七千七百余名が本土へ強制の引き揚げを命じられて、そしてたつた三個の荷物だけを渡された。東京から千六百海里も離れて静かに暮らしていたけれども、生活がとても苦しくなつて、そのうち死んだ人が非常に多いし、終戦後自分たちも、沖縄、奄美大島の島民と同じように、郷土に帰還することを当然許されると思つていたけれども、昭和二十一年に、欧米系に血のつながるわずかに百三十五名の人

だけが帰還されたばかりで、一般の島民は一名も郷土に帰還することが許されなかった。平和条約によつて、小笠原島は沖縄、奄美大島と同じように、主権が日本に残されて、三者は同じ状態に置かれたにもかかわらず、どうして小笠原に限つて島民の帰還も許されておられないのでしょうかというふうなことで、切々たる苦衷のほどを訴えられたわけですから、そしてさらに昭和二十八年の八月八日には、プレス声明によつて、奄美大島が日本に復帰したこと

は、同一運命に置かれた仲間の人々が蘇生したことで、大へんに喜びにたえないにもかかわらず、沖縄、小笠原の人たちは無期限にそのまゝアメリカの施政下にあるのは残念だというふうなことを述べられたわけですから、今日でもなお小笠原の島民というものが許されておられないわけですから、最近になって、よくその補償問題がアメリカの国会で問題になつてゐるようでございますけれども、この補償といつても、小笠原民にしてみれば、帰りたいのが帰れないというふうな状態で、ここでわずかにばかりのあめをやらせられる程度ではないやだというふうな考えを持つてゐるのですけれども、このように小笠原をあげておく、住民をみんな疎開させてしまつて、わずかに混血の人たちだけを受け入れてゐるというふうな状態にしているのは、何かそこに特殊な、たとえばIRBMの基地なり何なりを作るのではないかというふうなことさえも考えられる。それでなければ、そんなに人を疎開させたままにしておかないのじゃないかというふうなことが考えられますが、もしもそういうふうなことがわかつた場合に、日本はそれを

やめてもらふようなことを陳情なさいますか、それとも、そのまゝにしておきになりますか、この点を岸首相にお伺いしたいと思います。

○岸国務大臣 小笠原住民の帰還問題といふものは、御指摘の通りに、いろいろ日米の間に交渉もございまして、今日においては、補償問題を一応解決するという方法がとられてきておるのであります。この点については、小笠原の住民の団体等とも十分話し合ひをして、交渉が続けられてゐるというところであります。小笠原が将来どうなるかという問題に關しましては、今何も具体的に話は別段聞いてはおりません。沖縄と同じように、潜在主権を持つておる地域として、将来日本に復帰することをわれわれとしては念願してゐるわけでありまして、

ここに軍事基地を作る場合において、これに對してどうするかというふうな御質問でもありますけれども、私どもも、具体的に何もう聞いておりませんが、あるいは、IRBMをどうするかというふうな御質問でありますけれども、そういう事実もわれわれは何も聞いておりませんので、そういう問題が起つたときに、また、そういう起るような情勢であれば、これを十分に検討して、これに對して日本がどうするかというのを考えていきたいというふうなことを考えております。

○戸叶委員 そういふような情勢が起つた場合に考えるのじゃなくて、そういうふうな情勢が起つたら、これに對してやめてもらふようにアメリカと話し合ひをおつけになりますか、それとも、起きないかもしれないからというので、そのまゝにしておきになりますか。その根本的な考え方を伺いたいわけですから。

○岸国務大臣 私が答え申し上げましたように、ただ、そういう仮定の問題についてどうするか、こうするということを申し上げることは、私、適當だと思ひます。各種の事情につきましては、われわれとしても十分関心を持つて検討した上において善処したい、かように思ひます。

○戸叶委員 非常にそういうふうな可能性があるわけでございまして、今からそういう点に對しては十分考えておいて、日本の近くにならぬやうなものを設けないうちにしたいと思ひます。しかし、岸首相は、それに対して、やめてもらふやうにするとも、しないともおっしゃらないわけでございしますが、ぜひ、そういうふうなことに對しては、日本の国民のためにやめてもらふやうにしてもらいたいと思ひます。

そこで、この沖縄の問題についてはいろいろありますけれども、この議事録にしばつていたします。この議事録のしまいの方を讀んで参りますと、もしもこれらの諸島に對して武力攻撃が発生し、又は武力攻撃の脅威がある場合には、兩國は、もちろん相互協力及び安全保障条約第四條の規定に基づいて緊密に協議を行なう。武力攻撃が発生した場合に、日本国政府は、同政府が島民の福祉のために執ることのできる措置を合衆国とともに検討する意図を有する。このやうなことが書いてあるのですけれども、武力攻撃が起きたときに、日本の国が島民の福祉のためにとることができるといふ、こ

の福祉といふのは、具体的に何をさすのですか。

○藤山国務大臣 武力攻撃が起りました際に、日本人である島民の生活全般に對してわれわれが心配をいたしますことは、これは當然のことだと思ひます。その場合に、福祉の内容についてはいろいろあると思ひます。あるいは病氣になつた人を内地に連れてくるというののも一つでございましょう。あるいは食糧事情等の問題もあるかと思ひます。いろいろそういう面において島民自身の福祉に貢獻し得る問題が起つた場合に、いろいろな形で出て参ると思ひますから、そういう問題については協議をして、そして島民の福祉に關しては、できるだけ日本政府として十分な処置をとつていきたい、というふうにございします。

○戸叶委員 それでは、本土に引き揚げさせるとか、あるいは救援物資を送つてやるのか、そういうやうなことを意味するわけでございしますか。

○藤山国務大臣 福祉でありますから、そういう問題、むしろ入るわけでありまして、一々例証するわけにもいきませんが、万般のことが含まれております。

○戸叶委員 たとえば品物を送つてやるやうな場合に、もう日本とアメリカとが提携してゐるわけでございまして、日本からの戦闘作戦行動といふものをアメリカに許した場合に、国際法上の局外中立といふことではなくなつてくるわけですから、そういうやうな場合に、幾ら沖縄民の福祉を考えて船で品物を送るといふても、その船が途中で爆撃されてしまふというやうなことで、その福祉を考えても、実際の行動に入つ

た場合に、福祉なんかは実際に考えてやれないというような場合が出てくるんじゃないかと思うのですが、こういう点はいかがでございますでしょうか。

○藤山國務大臣 そういふようないろいろな場合に、福祉に対して協力ができないからといって、われわれが、今日、そういう場合に協力しないということをおっしゃるのはいかがかと思ふのであります。われわれは、あくまでも、できるだけの沖繩島民の福祉に平素から協力していく、しかし、どうしてもそれができない場合は、事情やむを得ないでございまして、けれども、日本国民としては、できるだけ協力したいという意思を表明するのは当然でございまして、

○戸叶委員 それは当然だと思ふのです。しかし、実際問題として、その福祉をやつてやろうと思つても、それができないじゃないかということをおっしゃる指摘しているわけなんです。

さらに、この議事録の一番最初に「日本国との平和条約第三條の規定に基づいて合衆国が施政を行なつてゐる諸島の地位の問題は」といふので、この条約を交渉するにあつては、この沖繩の返還問題については何も話をしなかつたといふようなこと、その地位の問題については話をしなかつたといふことをはつきり言つてゐるわけなんですけれども、たびたび日本は、沖繩の返還問題といふことは話をしなければならぬ、施政権の返還といふことは願つてゐたにもかかわらず、わざわざここで、そういうことを問題にしなかつたといふことを書いた理由はどこにあるのでしょうか。

○藤山國務大臣 むろん、後段の、福祉に対する協議をすることをわれわれは主眼としております。従つて、前段において、そういう過程において返還問題その他については話をしなかつた。これはかねてから申し上げておりますように、平常の外交ルートで話し合ひをすべきものでありまして、安保条約を作るからどうという問題とか、いろいろな引きかえ条件といふようなことではなく、当然、平常の外交ルートをもちつて平素から交渉するのでありますから、その意味でございまして。

○戸叶委員 もしも施政権の返還なり何なり、そういう地位の問題をお話しになる意思があるならば、ここでわざわざ地位の問題は出さなかつたんだといふことを言われなくてもいいと思ふのです。それをわざわざここで断つてゐるのは、私はおかしいと思ふのです。

○藤山國務大臣 後段に、福祉のために適当な協議をし、措置をとりたいといふことを強調する意味においては、過程においてなくとも、そういうことはやらなければならぬのだという意味でございまして。

○戸叶委員 その答弁は少しおかしいと思ふのです。あらゆる機会において施政権の返還を要求してゐなければならぬ立場にあるにかかわらず、わざわざそういう問題はここで出なかつたといふことは、少し変じやないかと思ふのです。しかも、そういうことをなぜこの議事録の中に書かなければならぬのですか。むしろ、そんなことを書かなくてもいいんじゃないでしょうか。何かそこにあるのじゃないでしょうか。何もないんですか。

○藤山國務大臣 沖繩の返還問題については、通常外交ルートでやるべき問題だといふことは、かねて申し上げております。また、そういうことでやつていくのが当然でございまして。われわれも常にそういう問題を取り上げておるわけでございます。ただ、しかし、

○戸叶委員 どうもそれじゃ答弁になつていないと思ふのですけれども、私は次の質問をしたいと思います。沖繩を信託統治にするのかしないのか、だいたい問題になつてゐたのですけれども、日本が国連に加盟してしまつた以上は、七十八条にはつきりと「国際連合加盟国の間の関係は、主権平等の原則の尊重を基礎とするから、信託統治制度は、加盟国となつた地域には適用しない」といふふうに書いてあるわけでございますが、その後、日本からアメリカに対して、信託統治にする意思があるかどうか、お聞きになつたことがございまして。また、おそらくそういうことはあり得ないと思ふのですが、いかがでございますでしょうか。

○藤山國務大臣 特にわれわれは、沖繩の返還といふことを要請はいたしておきますけれども、他の問題については触れておりません。

○戸叶委員 私が今聞いたことに對してお答えがないですね。七十八条を讀み上げたでしよう。今のような、日本

が国連加盟国になつておりますけれども、今後アメリカは、信託統治にすることはできないでしようといふことを聞いているのです。それで、信託統治にするかどうかといふことをお話しになつたことがあるかどうかといふことを伺つてゐるわけなんです。

○藤山國務大臣 私が今申し上げました通り、われわれは返還といふことを主題にして話をいたしておるので、他のことについては触れておりません。また、七十八条の解釈につきましては、条約局長から御説明いたします。

○戸叶委員 時間がありませんから、条約局長の御答弁は要りません。私はわかつてゐますから……

それでは、次にもう一点沖繩について伺いたしたいと思います。ここに提出された資料によりまして米比行政協定の二十七条によりまして、米軍は、フィリピンの義勇軍を募集することができるとなつてゐるわけなんです。アメリカは、沖繩において義勇軍の募集といふようなことも考えられるんじゃないかと思ふのですけれども、あるいはまた、強制的に軍隊の組織を作つても、施政権がアメリカにある以上は、何とも言えないんじゃないかと思ふのですけれども、こういう点はいかがでございますでしょうか。

○高橋（通）政府委員 アメリカは沖繩に今立法、司法、行政の全権を持つておられますから、その権限においてはできることであらうと考えます。

○戸叶委員 もし、アメリカが沖繩において義勇軍を作るといふようなことになりまして、これは非常にいろいろな大きな問題になつてくるわけですから、これを法的に阻止することを日

本の政府としては何にもお持ちにならないわけでございますね。総理大臣に伺いたいたのですが……

○岸國務大臣 残念ながら、法的には一切の施政権を米國が持つております。ただ、外交交渉において、望ましくないことに対しては、われわれは、米國との交渉においてそういうわれわれの考えを述べることはもちろんでございまして、しかし、それに法的根拠があるかといふことになれば、法的根拠としては、今言つたように、施政権を持たない以上は、法的根拠は持ち得ない。ただ、日米の關係から申しまして、われわれが強く要望してゐる事柄に対しては、なるべく米國側がそれを行なつてくれるから、今後においては、そういう問題についてはわれわれの要望は強く主張するつもりであります。

○戸叶委員 そうすると、そういうふうな問題が起きてきたときに、法的根拠はないけれども、日本側としてははつきり断るのだといふふうに了承します。私はこちら辺があふないと思ふのです。なぜならば、米比協定によつて、義勇軍を募集することができると、これと同じようなことが必ず沖繩にやつてくると思ふのです。そう

なつてきたときに、はたして日本がどれだけ断り得るかどうかといふことが問題になつてくる。しかも、それが、こういうふうな言葉を使つておられますけれども、こういうふうな中に非常に考えられるにおいがあるわけなんです。こういうふうな点につきましては、私はもう少しこの義勇軍の

問題から発展させて質問をしていきたく
と思うのです。

ほかにたくさんありますけれども、
きよりはこの程度でやめますが、最後
にもう一点、事前協議の問題にいたし
ましたも、事前協議に対しては、ここ
で共同声明で出されているわけではご
ざいます。ところが、この共同声明の性
格といえますか、法的拘束力というも
のはほとんどないわけですか。ですか
ら、事前協議そのものの法的拘束力が
ないということ、非常に無効ではご
ざいますけれども、さらに、それがお
互いに信頼のある国民として言ったこ
とだから大丈夫であるという政府の言
葉をかりて考えただけでも、そういう
ふうな根拠の上に立つてみましても、
私は非常に不安な点がある。というの
は、この英文の方を見ますと、英文の
方で、ザ・プレジデント・アッシュア
ド・ヒム・ザット・ザ・ユナイテッ
ド・ステーツ・ガヴァメント・ハズ・
ノー・インテンション、ハズ・ノー・イ
ンテンションとしか書いてない。しか
もそのあとに、ウィッシュエズ・オブ・
ザ・ジャパニーズ・ガヴァメントと
あって、ウィッシュエズというところで、
これをもつと強くなるならば、私はウ
イルという言葉を使すべきだと思ふ。
それから、ハズ・ノー・インテンショ
ンと書いてあるのですが、今はそん
な意思はないというとは読めます。
しかし、将来においてそういう意思が
ないという確約がないわけです。たと
えば国連憲章なり、ほかの条約の形を
私は調べてみますと、もしも将来にお
いてもないというときには、そのあと
で、ハズ・ノー・インテンション、あ
るいは、オア・ウィル・ハブ・ノーと

かいうふうに、ちゃんと現在形と未来
形と両方書いてあるわけです。ところが、
この場合には現在形しか書いてない。
い。そうすると、ここでお互いに政策
上の、私どもはそういう意思はありま
せんといふことの発表にはなるかもし
れないけれども、将来にわたってまで
それが有効であるかどうかというこ
とは、非常に問題になってくると思ひ
ます。この点はいかがでございましょ
う。

○岸国務大臣 英文については、私、
英語が得意ではありませんから、得意な
者からお答えをいたします。ただ、問
題は、このアイゼンハワー大統領と私
の共同声明で初めて明らかになったと
いうことではなくして、この事前協議
の対象とするという、事前協議の主題
にするといふことの法律上の解釈につ
きましては、この交換公文を作り上げ
る上におきまして、日米の間に於ける
解釈が一致しておるのでございます。
それが文書になっておらないというこ
とが、いろいろ議論を従来されてきて
おります。そういう問題であり、交渉
の過程において、事前協議というもの
が日本の同意を要するのだという意義
を持つておるといふことは、外務大臣
が数回にわたたびたび説明をしてお
る通りであります。私が今回アメリカ
を訪問いたしました、日本の国民の間
にそういう議論があることに論及し
て、そのことに対して大統領がさらに
この法律解釈の点をアッシュアしたと
いうところに、私はこの共同声明の意
義がある、かように考える。共同声明
自体でもって解釈がきまつたとか、將
来に拘束力を持つとか、持たないとか
いうことでなしに、本来事前協議の対

象とするといふことの法律上の解釈
は、外務大臣の中しただ通りでありま
し、それを、私とアイゼンハワー大統
領との間におきまして、大統領がさら
に確言したというのが、その意義であ
ります。

英語につきましては、条約局長から
お答えいたします。

○高橋(通)政府委員 ただいま御指摘
の、ハズ・ノー・インテンション・オ
ブ・アクティング云々という言葉でご
ざいます。これは英文から見まして
も、単にこの共同声明をなしたそのと
き現在の問題のみならず、将来のこと
も含んでいる書き方であらうと考へて
おります。

それから、このウィッシュエズの問題
でございますが、これはウィル云々と
いう言葉づかひもあります。こ
ういふ協議をして、適当でない、そ
ういふことをしてもらうては困る、希望しな
いというような場合でございます。
で、私は、ウィッシュエズという言
葉が、この場合最もびつたりきてい
る言葉ではないか、このように考へてお
ります。

○戸叶委員 言葉の問題じゃないので
す。結局内容の問題です。これにど
だけの拘束力があるか、それからま
た、どれだけの効果があるかとい
うことを言いたかつたわけではござ
います。その一つの例としてこの言葉の問
題をあげたわけです。今の条約局長の
御答弁でございますけれども、ほかの
条約なんかを見ますと、将来までのと
きには、やはり現在形を使つて、その
あとにまた将来形を使つてい
るわけですね。そういうふうな点から見ると、こ
れは現在しかないというふうなことを

指摘したわけです。岸首相が、大へん
に自信を持つて、この事前協議の問題
は大丈夫なんだといふことを言つては
おられますけれども、世論はだれもそ
ういふことを信じていないわけであ
りまして、非常にいろんな問題がここ
に残つていられるわけではございま
す。きよりは追及していきたくと思ひ
ますけれども、きよりは時間があ
りませんので、この次に質問を留保して、一
応これでやめたいと思ひます。

○小澤委員長 次会は明後十三日午前
十時より開会することとし、本日は、
これにて散会いたします。

午後四時二十四分散会